

第10回西和賀町議会定例会

令和6年9月3日（火）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第10回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、9番、高橋到君、10番、柳沢安雄君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名します。

続いて、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から9月13日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月13日までの11日間に決定しました。

続いて、日程第3、諸報告を行います。6月定例会から本定例会までの議会の行動日程については配付のとおりです。

また、町監査委員より、地方自治法第233条第2項及び第4項の規定に基づき審査された令和5年度決算審査結果及び同法第235条の2第1項の規定に基づき検査された例月出納検査については配付のとおりです。

次に、6月定例会から本定例会までの間に受理した請願・陳情は、請願・陳情文書表のとおりであります。その取扱いについて、議会運営委員会に諮り審議した結果、請願・陳情文書表、

請願・陳情第10号 用水路（穴堰）崩壊に伴う復旧工事依頼に関する陳情書及び請願・陳情第12号 岩手県立西和賀高等学校の令和7年度生徒募集についての請願、以上2件は西和賀町議会会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託することにしました。請願・陳情第11号 母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情は議員への参考配付としましたので、併せて申し添えます。

次に、本日の定例会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。
事務局長 初めに、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、刈田哲彦。会計管理者兼税務課長、柳沢里美。総務課長、吉田博樹。企画財政課長、高橋光世。観光商工課長、真壁一男。建設水道課長、佐藤太郎。農林課長、農業委員会事務局長、吉田祐康。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあっては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、菊池輝昌。

なお、本定例会においては、令和5年度の決算審査結果について報告を行うため、菅原利明代表監査委員も出席しておりますので、併せてご紹介をしておきます。

この際、併せて議事運営補助員として私、議会事務局長、小林英介、主査、刈田真理子、主

任、佐々木大和が従事しますので、お知らせをします。

以上です。

議長　　ここで町長より行政報告のための発言を求められておりますので、この際これを許します。

内記町長。

町長　　おはようございます。9月定例会、よろしく願いいたします。

私から、4項目について行政報告を申し上げます。

初めに、議会の議決を得た請負契約の変更に、その額が議会の委任による長の専決処分事項の指定第1項に定める範囲内であったことから専決処分を行ったので、その内容について報告します。

令和6年6月14日に議決をいただいた町道川尻湯田線間木野橋橋梁補修工事（その2）についてであります。請負金額に9万4,600円を増額し、5,729万4,600円に変更したものです。

変更の主な内容は、契約特記仕様書第14条第8項に基づき、請負契約の相手方から単価適用年月の変更請求があったことにより、設計単価の変更を行ったものです。請負変更契約の締結及び専決処分は、令和6年6月27日に行ったものです。

続いて、主要地方道花巻大曲線、小倉山の2工区について報告します。主要地方道花巻大曲線、通称なめところラインは、西和賀町と花巻市を結び、物流や産業振興をはじめ、防災や地域間交流を支える重要な路線であります。本路線の中山峠は幅員が狭小であり、急勾配、急カーブの連続で、安全で円滑な通行の妨げになっておりました。岩手県では、昭和61年度から花巻市側の道路改良事業に着手され、平成7年度から本町側でも事業着手しており、平成14年度に中山工区、小倉山工区及び川舟工区が供用開始され、同年度に小倉山の2工区が事業着手となっております。

本工区は、平成19年度にやすがさわトンネルと新安ヶ沢橋などを含む900メートル区間が供用開始しておりましたが、このたび川舟トンネルが完成し、令和6年8月4日に未供用区間1,480メートルの全区間が供用開始となりました。ここに、改めて道路管理者である岩手県のご尽力と関係各位のご協力、ご高配に対し、感謝を申し上げます。

今後につきましては、花巻市、議会関係者や関連団体とともに未事業化区間の早期事業化に向け継続的に要望活動を進めてまいります。

続いて、西和賀町の地方創生と高等学校の魅力化を考える有識者懇談会の設置について報告いたします。町では、令和7年度において、新たにまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化させた第3次総合計画を策定する予定であり、そのプロセスの一つとして、本町の地方創生における高等学校の、つまり西和賀高校でありますが、果たすべき役割、魅力化のあり方などを改めて定義したいと考え、そのために専門的な見地から幅広いご意見をいただくことを目的として、今般当該懇談会を設置したところであります。

教育分野と地方創生分野それぞれの分野で活躍の有識者5人の方々に懇談会委員を委嘱し、去る7月22日に第1回目の会議を開催いたしました。会議は、3回程度開催し、年内を目途に答申をいただくようお願い申し上げているところでございます。

続いて、町立さわうち病院の医師体制について報告いたします。去る7月1日に新たに常勤医師として松田陽向子先生が着任しております。松田先生は、町の医師養成事業を活用した医師であり、6月末までは県立中部病院の総合診療科に勤務されておりましたが、現在総合診療科専門医取得のために研修期間中であり、そのプログラムの実施先として西和賀さわうち病院で勤務していただくこととなったものであります。

松田先生は、地元出身でありますので、着任

後すぐに患者さんやスタッフとも打ち解け、精力的に診療活動を行っております。専門医研修プログラム履行の関係で勤務期間に制限はありますが、いずれは西和賀に戻って活躍していただくためにも、専門医の取得、さらには様々な技術、知識の習得に励んでいただきたいと思います。しております。

これにより、西和賀さわうち病院の医科医師体制は、松田先生を含め6名体制となりました。引き続き、地域医療の確保、充実に努めてまいりたいと思います。

私から、以上4項目についての行政報告であります。どうぞよろしくお願い致します。

議長 以上で諸報告を終わります。

続いて、日程第4、認定議案の上程を行います。

認定第1号 令和5年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和5年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和5年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和5年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和5年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和5年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定について、認定第9号 令和5年度西和賀町水道事業会計決算の認定について、以上9件を一括で上程します。

提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました認定第1号 令和5年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 令和5年度西和賀町水道事業会計決算の認定についての提案理由

を申し上げます。

令和5年度一般会計、6特別会計及び2事業会計の決算について、地方自治法第233条第3項及び第5項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の決算審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類等を添えて、議会の認定に付するものであります。

令和5年度の各会計の決算は、病院事業会計、水道事業会計を除いて、形式収支、実質収支ともに黒字決算となっております。病院事業会計、水道事業会計を除く一般会計及び6特別会計の歳入決算額の合計は106億8,486万4,189円、歳出決算額の合計は102億3,946万6,410円となり、差引き残額は4億4,539万7,779円となっております。

また、病院事業会計では、収益的収支における収入総額が9億1,978万6,371円、支出総額では9億8,512万8,346円で、収入支出差引額は6,534万1,975円の赤字となり、資本的収支では収入総額、支出総額ともに1億7,980万433円と同額となっております。

次に、水道事業会計では、収益的収支における収入総額が3億6,121万1,764円、支出総額では3億8,338万1,320円で、収入支出差引額は2,216万9,556円の赤字となり、資本的収支では収入総額が2億3,682万660円、支出総額では4億455万3,157円で、収入支出差引額は1億6,773万2,497円の赤字となっております。

なお、決算の概要については、会計管理者、病院事務長、建設水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおり認定くださいますようお願いいたします。

議長 会計管理者。

会計管理者兼税務課長 おはようございます。それでは、認定第1号から認定第7号までは私から説明いたします。

最初に、各会計の決算状況について説明いたします。決算書297ページを御覧ください。一般会計は、歳入総額が78億4,690万8,322円、歳

出総額が75億4,091万4,431円、歳入歳出差引額である形式収支は3億599万3,891円の黒字決算となっております。このうち繰越事業により翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額7,131万7,000円を除いた実質収支額は2億3,467万6,891円となっております。

国民健康保険特別会計は、歳入総額が6億3,370万4,617円、歳出総額が6億2,573万1,753円で、797万2,864円の黒字決算となっております。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額が9,152万7,338円、歳出総額が9,123万8,663円で、28万8,675円の黒字決算となっております。

介護保険特別会計は、保険事業勘定においては歳入総額が15億795万2,279円、歳出総額が14億4,284万5,228円で、6,510万7,051円の黒字決算となり、介護サービス事業勘定における歳入総額は1,111万8,525円、歳出総額が1,072万3,788円で、39万4,737円の黒字決算となっております。

下水道事業特別会計は、歳入総額が4億5,009万3,943円、歳出総額が3億9,833万9,820円で、5,175万4,123円の黒字決算となっております。

農業集落排水事業特別会計は、歳入総額が6,126万2,125円、歳出総額が4,977万509円で、1,149万1,616円の黒字決算となっております。

温泉事業特別会計は、歳入総額が8,229万7,040円、歳出総額が7,990万2,218円で、239万4,822円の黒字決算となっております。

続きまして、決算附属資料の2ページを御覧ください。繰越明許費は、一般会計で13事業、繰越額2億2,529万8,000円となっております。

3ページの(2)、実質収支を御覧ください。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた(F)欄の単年度収支は7,259万3,000円の赤字となり、当該年度の単年度収支に含まれる実質的な黒字要素の基金積立額を加えた(J)欄の実質単年度収支は1,402万円の赤字となっ

ております。

同ページの3、財政構造の状況については、経常収支比率が前年度よりも1.3ポイント増加し、92.9%となっており、これは物件費、維持補修費等が増えたことに伴い増加したものです。

続いて、一般会計における歳入決算の状況について説明いたします。決算附属資料6ページを御覧ください。一般会計全体の予算額に対する収入済額の収納率は99.5%で、調定額に対する収納率は99.7%となっております。

次に、不納欠損と収入未済額の状況について説明いたします。決算書の9ページ、10ページを御覧ください。1款の町税では232万7,386円の不納欠損処理をしております。内訳は、2項の固定資産税の232万7,386円となっております。また、1款の町税では1,631万5,404円の収入未済となっており、そのうち固定資産税が90%を占めている状況にあります。

17ページ、18ページを御覧ください。14款の分担金及び負担金では31万8,179円が収入未済となっており、内訳は農業費分担金で、奥羽南部区域広域農業開発事業分担金31万2,379円、19ページ、20ページの中学校費負担金、給食費負担金が5,800円となっております。

15款の使用料及び手数料では、1目総務費使用料、1節総務管理費使用料で38万7,600円が収入未済となっております。また、6目土木費使用料、2節住宅費使用料で590万900円の不納欠損処理をしています。

33ページ、34ページを御覧ください。18款の財産収入、1目財産貸付収入、1節土地貸付収入で34万2,590円が収入未済となっております。

39ページ、40ページを御覧ください。22款の諸収入、4項雑入で51万679円が収入未済となっております。

46ページを御覧ください。一般会計の収入未済額の合計は1,787万4,452円となっております。

次に、歳出決算の状況について説明いたします。決算附属資料の10ページを御覧ください。

一般会計全体の予算額に対する支出済額の執行率は95.6%となっておりますが、翌年度の繰越額の2億2,529万8,000円を除いた執行率は98.4%となっております。

決算附属資料の16ページ、17ページを御覧ください。地方財政状況調査に基づく当該年度と前年度の歳入決算額を記載しております。主なものを説明いたします。12地方交付税では、決算額増減率は3.5%の減、金額で1億6,137万4,000円の減額、17国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金等の減により、増減率で17.5%の減、金額で1億2,124万5,000円の減額となっております。18県支出金は、中山間地域等直接支払交付金や国民健康保険基盤安定負担金等の減により、増減率で2.9%の減、金額で1,069万7,000円の減額となっております。24地方債では、緊急防災・減災事業債や旧市町村合併特例事業債等の発行額の減により、増減率で7.9%の減、金額では4,060万円の減額となっております。

決算附属資料の22ページ、23ページを御覧ください。性質別経費の状況について、令和5年度と令和4年度を比較し、増減率の大きいものとして、7積立金は増減率で32.0%の減、11投資的経費、(1)の普通建設事業費のうち単独事業費は31.4%の減、(2)の災害復旧事業費は2,744.4%の増となっております。

歳入の前年度増減理由については決算附属資料の7ページ、性質別歳出の前年度増減理由については12ページ、13ページに記載しておりますので、ご確認ください。

次に、特別会計について説明いたします。決算附属資料の14ページを御覧ください。国民健康保険特別会計では、歳入の調定額に対する収入済額の収納率は99.5%、予算総額に対する収納率は100.5%、歳出では予算総額に対する支出済額の執行率は99.3%となっております。

後期高齢者医療特別会計については、歳入の

調定額に対する収入済額の収納率は99.9%で、予算総額に対する収納率は99.0%、歳出では予算総額に対する支出済額の執行率は98.7%となっております。

介護保険特別会計の保険事業勘定では、歳入の調定額に対する収入済額の収納率は100%で、予算総額に対する収納率は102.6%、歳出では予算総額に対する支出済額の執行率は98.2%となっております。

介護サービス事業勘定では、歳入の調定額に対する収入済額の収納率は100%で、予算総額に対する収納率は101.5%、歳出では予算総額に対する支出済額の執行率は97.9%となっております。

下水道事業特別会計については、歳入の調定額に対する収入済額の収納率は98.7%、予算総額に対する収納率は98.6%、歳出では予算総額に対する支出済額の執行率は87.2%となっております。

15ページを御覧ください。農業集落排水事業特別会計については、歳入の調定額に対する収入済額の収納率は99.5%、予算総額に対する収納率は99.4%、歳出では予算総額に対する支出済額の執行率は80.7%となっております。

温泉事業特別会計については、歳入の調定額に対する収入済額の収納率は100%で、予算総額に対する収納率は99.9%、歳出では予算総額に対する支出済額の執行率は97.0%となっております。

なお、特別会計の不納欠損と収入未済額の状況については、決算書183ページ以降の各特別会計の決算書に記載しておりますので、ご確認ください。

続いて、決算附属資料24ページ、25ページを御覧ください。地方債の現在高の状況についてですが、令和5年度一般会計における発行総額は4億7,160万円となっており、年度末現在高は81億6,714万2,000円と、令和4年度末現在高と比較しますと1億9,974万円の減額となって

いるところであります。

次に、26ページ、27ページを御覧ください。
同じく特別会計の地方債現在高の状況については、全体で2億1,640万円の発行額となり、年度末現在高は62億5,092万5,000円と、令和4年度末現在高と比較しますと4億6,908万4,000円の減額となっております。

決算書299ページの財産に関する調書を御覧ください。主なものとして、令和5年度の土地及び建物の増減についてですが、行政財産（学校）の土地77平米の減は、かんがい排水事業下前地区工事に伴う用地買収による面積の減、行政財産（その他の施設）の土地1,835平米の増は、町道等の改修等工事に伴う用地購入による面積の増です。その他の施設の建物、木造の381平米の減は、穴ゆっこ解体に伴う面積減によるものです。

301ページを御覧ください。（3）、有価証券ですが、株式会社湯田牛乳公社の増減は2万7,403株の株式譲渡を行ったことによる減となっております。

304ページから308ページは、基金の状況について記載しております。

308ページ中段からは、積立基金、定額運用基金の合計額を記載しており、前年度と比較し基金全体の現在高は4億6,228万6,400円増額となっております。

以上で決算の概要について説明を終わりますが、細部にわたる決算の状況につきましては、決算審査の過程において各課長等から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおり認定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 おはようございます。私からは、ただいま上程になりました認定第8号 令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の概要について説明いたします。

令和5年度の入院患者数は延べ7,286人、前年比15.9%の減、1日平均19.9人、前年比3.8%

の減、病床稼働率49.8%、前年比9.6%減となりました。

外来診療については、専門外来を含め、前年度までの診療科を維持することができましたが、医科の延べ患者数は1万9,387人、前年比5.5%減、歯科6,286人、前年比7.7%の減となり、医科、歯科を合わせた外来患者数全体では1,648人、前年比6.0%の減少となっております。

人口減による患者数の伸び悩みがあるほか、入院については例年患者数が増加する冬期間の患者数の落ち込みが大きく影響した結果となりました。

それでは、決算書の内容について説明いたします。決算書の1ページ、2ページを御覧ください。収益的収支におきまして、収入の当初予算額9億6,347万4,000円に1,510万3,000円の減額補正を行い、収入予算額の総額9億4,837万1,000円に対し、2,858万4,629円減の9億1,978万6,371円の決算額となりました。

次に、支出でございますが、当初予算額10億3,635万4,000円に1,542万5,000円の減額補正を行い、支出予算総額を10億2,092万9,000円に予定したものです。これに対し、決算額は9億8,512万8,346円となり、3,580万654円の不用額となっております。

この結果、本収支差引きではマイナス6,534万1,975円の単年度純損失を計上することとなりました。また、当初予算で見込んでいた僻地医療の確保に要する経費等に対する一般会計からの繰入額は2億1,558万3,000円でしたが、補正予算を経て最終的な繰入額は2億7,091万1,000円となり、前年度より5,532万8,000円増の繰入れをいただく結果となりました。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。資本的収支の状況を申し上げます。収入、支出とも当初予算額の1億9,374万8,000円に1,394万7,000円の減額補正を行い、予算総額を1億7,980万1,000円といたしました。これに対し、決算額は収入、支出ともに1億7,980万433円

となりました。

収入明細につきましては、15ページ、16ページを御覧ください。地方債、他会計出資金、他会計負担金、県補助金額については記載のとおりとなっております。

支出明細につきましては、17ページ、18ページを御覧ください。第1項建設改良費における第1目設備費は、医科及び歯科電子カルテシステム、関連機器、自動視野計、医師送迎車等の更新等を行い、決算額が1億4,605万2,990円となりました。また、第2目リース資産購入費は、コピー機、財務会計システム、上部消化器官経口スコープのリース費により73万701円となり、企業債償還金を含めた資本的支出総額は1億7,980万433円の決算額となっております。

なお、企業債償還金の内訳につきましては、35ページ、36ページの企業債明細書のとおりであります。

次に、決算書5ページにお戻りください。損益計算書であります。医業損失3億9,103万2,461円に対し、他会計補助金2億7,091万1,000円の繰入れなどを行いました。当年度純損失6,534万1,975円を計上することとなりました。これに前年度繰越欠損金8億2,163万3,135円を加えた8億8,697万5,110円が当年度未処理欠損金となります。

7ページ、8ページの貸借対照表にある流動資産と流動負債の関係、いわゆる流動比率でありますけれども、当院の年度末現在の流動比率は527%となっており、一般的に理想とされる200%以上をクリアしており、この点においてはなお健全であるものと認識をしているところであります。

9ページ、10ページの事業報告については、これまで、またこれからの説明と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

11ページ、12ページには、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項の一覧を

掲載しております。

13ページ、14ページの建設改良事業につきましては、先ほど説明いたしました資本的支出に関わる設備費の詳細を掲載しております。

次に、患者動向などをはかる業務量の実績について、19ページを御覧ください。①、施設利用者数、すなわち延べ患者数であります。入院では7,286人、医科外来で1万9,387人、歯科外来で6,286人と、いずれも前年度を下回る結果となりました。

②の病床利用状況は49.8%にとどまり、目標としている病床利用率70%を大きく下回る結果となっております。当院のようないわゆる地域病院では、70%という数字が一つの目安とされていることから、適正なベッドコントロールを行いながら、病床利用率の向上に努めていきたいと考えているところであります。

これらの患者動向の詳しい内容につきましては、別冊になります附属資料の業務報告書を確認していただきたいと思います。

次に、20ページ、(2)、事業収入に関する事項であります。医業収益における入院収益は、前年度対比で3,877万840円減となる2億5,563万8,652円となりました。令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が医療法上の5類感染症に移行したことで、入院受入れ制限も緩和し対応してきたところでありますが、人口減少に伴う患者数の減が大きく影響してきているものと捉えております。

しかし、1日当たりの平均収入単価については減少しておりませんので、地域包括ケア病床を適正に運用した成果であると考えております。外来収益は、前年度対比1,712万4,501円減の2億4,276万3,386円、その他医業収益は293万5,528円減の6,940万702円となり、医業収益全体では前年度を5,883万869円下回る5億6,780万2,740円となりました。

医業外収益については、不採算部分を一般会計からの補助金に依存する形で、他会計補助金

として2億7,091万1,000円を繰入れしております。他会計補助金等の使途については、22ページ、23ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

また、国庫補助金などで取得した資産の当該年度の減価償却額を収益計上できる長期前受金戻入は5,224万758円を計上しております。

その他医業外収益は、医師派遣経費及び患者外給食代等で1,125万9,683円、県補助金は保健事業分の国保特別交付金のほか、コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金で1,367万5,000円となりました。

次に、下段、(3)の事業費用に関する事項になります。事業費用の総額は9億8,274万9,925円で、前年度対比448万円余りの増額となりました。

医業費用は9億5,883万5,201円で、うち(1)、給与費は看護師4名と理学療法士、管理栄養士それぞれ1名の新規採用を行ったものの、岩手県から派遣いただいた医師に関わる費用は、支出科目が別項目になるため、給与費としては前年度から954万円余り減となる5億6,759万8,143円、(2)、材料費も新型コロナウイルス関連の薬品や診療材料購入等が減少したことで前年度から1,265万円余り減となる7,346万2,771円、(3)、経費については、医療機器や除雪機等に関わる修繕費の増、外来診療において盛岡市立病院及び県立中部病院からの出張診療回数の増に伴う出張診療費の増などのほか、諸負担金として、先ほど説明いたしました岩手県派遣医師に関わる給与費負担金の計上などにより、前年度から2,955万円余り増の2億1,031万7,953円となりました。

次に、(4)、減価償却費ですが、整備導入した医療機器等の償却が終わったことなどで、前年度から393万円余り減となる8,392万1,545円、また減価償却費の消費税分に当たる長期前払消費税償却は2,112万7,557円となっております。

これらの詳細につきましては、25ページから

32ページにかけて明細書がありますので、ご確認をいただきたいと思います。

次に、33ページ、34ページを御覧ください。固定資産明細書の(1)、有形固定資産でございますが、消費税抜きの資産の増減について掲載しております。34ページ、減価償却累計額の欄を御覧ください。資本的支出で整備した当年度増加額が8,392万1,545円に対しまして、除却による当年度減少額8,298万9,625円により、有形固定資産の年度末償却未済額は18億4,430万6,044円となり、これが7ページの貸借対照表、有形固定資産合計と一致いたしますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

次に、37ページを御覧ください。(1)、未収金でございますが、医業未収金1億606万9,938円は、2月、3月分の診療報酬と一般会計からの繰入れとなる他会計負担金が主なものであります。医業外未収金1億7,497万3,946円も一般会計からの繰入れとなる他会計補助金等が主なものとなっています。その他未収金につきましても同様であります。

(2)、未払い金については、薬品、診療材料費、賃金など、医業未払い金3,374万8,102円、消費税等の医業外未払い金44万5,831円、その他未払い金1万8,279円は、リース資産購入費に関わるものであります。

以上で病院事業決算の概要説明を終わりますが、詳細につきましては決算審査時において説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおり認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。ただいま上程になりました認定第9号 令和5年度西和賀町水道事業会計決算の概要について私のほうから説明をさせていただきます。

水道事業は、地域の住民サービスの一端を担うと同時に、経済性の発揮と公共福祉の増進、

向上に貢献すべく必要不可欠な事業であります
が、人口減少等による料金収入の減少、施設設
備の老朽化に伴う設備更新の投資増大など、今
後ますます厳しさを増す経営環境となっております。

このような状況を踏まえ、地方公共団体が公
営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの
向上等に的確に取り組むため、公営企業会計を
適用し、水道事業の運営に努めているところで
あります。

それでは、決算報告書 1 ページ、2 ページを
お開きください。収益的収入及び支出について
は、収入は当初予算額 3 億 6,146 万 4,000 円に
66 万 5,000 円の増額補正を行い、予算総額を 3
億 6,212 万 9,000 円としておりましたが、決算額
は 3 億 6,121 万 1,764 円となりました。

次に、支出ですが、当初予算額 3 億 9,260 万
2,000 円に 62 万 7,000 円の増額補正を行い、予算
総額を 3 億 9,322 万 9,000 円としておりましたが、
決算額は 3 億 8,338 万 1,320 円となり、984 万
7,680 円の不用額が生じました。

続いて、3 ページ、4 ページを御覧ください。
資本的収入及び支出については、収入は当初予
算額が 2 億 5,574 万円から 1,891 万 8,000 円の減
額補正を行い、予算総額を 2 億 3,682 万 2,000 円
としておりましたが、決算額は 2 億 3,682 万 660 円
となりました。

次に、支出ですが、予算総額 4 億 455 万 5,000 円
としておりましたが、決算額は 4 億 455 万 3,157 円
となり、1,843 円の不用額が生じました。

次に、5 ページを御覧ください。損益計算書
でございます。損益計算書は、企業の経営成績
を示したものになりますが、令和 5 年度は
2,264 万 6,956 円の当年度純損失を計上すること
となりました。

次に、18 ページを御覧ください。収益費用の
明細についてでございます。まず、収益につい
てですが、水道事業の営業収益は、水道料金、
量水器使用料から成る給水収益が主なものとな

りますが、当年度は 1 億 948 万 6,030 円となりま
した。

一方、水道事業を行うに当たり、他会計から
の繰出金などの営業外収益は 2 億 4,095 万
7,420 円となり、総額で 3 億 5,044 万 3,450 円の
収益となりました。

19 ページからは、費用の明細となっております。
費用については、水道事業費用のうち、施
設設備等の維持に必要な修繕料、職員給与など
の営業費用は 3 億 5,180 万 136 円となりました。

続いて、21 ページ、企業債利息などの営業外
費用は 2,081 万 7,407 円となりました。

22 ページと 23 ページを御覧ください。資本的
収入支出明細についてですが、収入については
事業を推進するに当たっての財源である企業債
のほか、一般会計からの出資金などを充当しな
がら事業を推進しているところです。

出資金 2 億 3,392 万 7,000 円、負担金 289 万
3,660 円、総額で 2 億 3,682 万 660 円の収入とな
ります。

支出については、施設設備の建設や修繕を行
う建設改良費として 263 万 600 円、企業債の償還
金として 4 億 165 万 9,497 円、総額で 4 億 429 万
97 円の支出となりました。

決算状況に関しては以上ですが、5 ページ以
降には財務諸表、9 ページ以降には事業報告書、
17 ページ以降はその他の資料として固定資産明
細書や企業債明細書等を掲載しております。

以上で水道事業の決算概要について説明を終
わりますが、詳細につきましては決算審査時に
おいて説明いたしますので、ご審議の上、原案
のとおり認定くださいますようお願い申し上げます。

議長 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで換気のため 11 時 10 分まで休憩いたしま
す。

午前 10 時 58 分 休 憩

午前 11 時 10 分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

ここで、先頃西和賀町監査委員会で実施されました西和賀町監査委員による令和5年度決算審査結果についての報告を求めます。

菅原利明代表監査委員。

代表監査委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは、私から地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました令和5年度一般会計、特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算についての審査結果、地方自治法第241条第5項に基づく基金の運用状況の結果について申し上げます。

審査に当たりましては、最少の経費で最大の効果をもたらすという法の趣旨に沿いながら、収支の均衡あるいは健全な行財政運営という点を念頭に置き審査をしてまいりました。

また、各会計の歳入歳出決算書及び関係調書が法令、条例等に準拠したもので作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を確認するため、関係職員からの聴取を7月25日から31日までの間の4日間、伊藤監査委員とともに行いました。

審査に付されました各会計の決算書類は、いずれも地方自治法、地方公営企業法、その他関係法令等に準拠して作成されており、かつ決算書に計上されている諸計数についても関係諸帳簿及びその他の証拠書類と照合の結果、正確であると認められました。また、予算執行及び関連する事務処理も適正に執行されたものと認められましたので、そのことをまずもって報告申し上げます。

決算状況や財務状況などにつきましては、先ほどの会計管理者、病院事務長、建設水道課長からの説明と重複する部分もあるかと思いますが、ご了承くださいと思います。

それでは、決算審査意見書の3ページから御覧いただきたいと思います。令和5年度の西和賀町一般会計及び特別会計を合わせた歳入総額は106億8,486万円で、一般会計が78億4,690万

円、特別会計が28億3,795万円となっております。歳出総額は102億3,946万円で、一般会計が75億4,091万円、特別会計が26億9,855万円となっております。これを前年度と比較しますと、歳入では2億5,360万円、歳出では2億8,777万円それぞれ減少となっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式的収支は4億4,539万円の黒字であります。

5ページを御覧いただきたいと思います。一般会計の歳入から歳出を差し引いた形式的収支は、前年比1,745万円減の3億599万円の黒字で、翌年度に繰り越すべき財源7,131万円を差し引いた実質収支においても2億3,467万円の黒字となっております。

なお、実質単年度収支は1,402万円の赤字であります。

7ページを御覧いただきたいと思います。一般会計の歳入ですが、前年度比3億1,053万円減の78億4,690万円となります。財源別では自主財源が17億4,699万円で、歳入全体の22.3%、前年度に比べ2,703万円、1.2ポイントの増加となりました。増加した主な項目は、財産収入で1億8,025万円、諸収入で1億3,619万円、一方減少した主な項目は、繰入金1億7,069万円、繰越金8,810万円、寄附金2,710万円となっております。

依存財源のほうは60億9,991万円で、歳入全体の77.7%となります。前年度に比べ3億3,757万円減少し、その主なものは地方交付税1億6,137万円、国庫支出金1億2,124万円、町債4,060万円、県支出金1,071万円の減であります。

次に、歳出ですが、9ページを御覧いただきたいと思います。歳出は、前年度比2億9,308万円減の75億4,091万円となります。目的別決算では、行政費目別にどれだけ投入したかを14費目に分類しております。前年度比減少した費目は、総務費で6億893万円、公債費で2,550万円、一方増加した主な費目は教育費1億2,638万円、土木費1億1,261万円、災害復旧費7,413万円な

どです。また、繰越明許費として総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費、災害復旧費で2億2,529万円を令和6年度へ繰り越しております。

一般会計歳出全般的には、令和5年度も経費の節減、効率的な事務の執行など、順調に執行されたものと思われます。引き続き厳正かつ的確な執行に努めていただきたいというふうに思います。

12ページを御覧いただきたいと思います。不用額の状況でございます。一般会計では1億2,061万円で、前年比8,056万円減少しております。

不用額については、効率的な執行や経費節減によるもののほか、入札による残金、また予算編成後の予見し難い事情の変更によるものなど多様であります。予算編成の際は、決算の実績や精度の高い事業計画に基づき、必要最小限の予算計上に努めるとともに、経費節減を意識した適正な予算執行管理により、限られた財源を有効に活用していただきたいと思います。

なお、下水道事業及び農業集落排水事業会計で、不用額が昨年比大きく増加していますが、これは両会計が今年4月から公営企業会計への移行のため、令和6年3月31日時点の収入済額、支出済額をもって決算処理をしたことによるものでございます。

21ページを御覧いただきたいと思います。収入未済額については、令和5年度で一般会計及び特別会計を合わせ2,767万円で、一般会計1,787万円、特別会計980万円となっております。前年との比較で特別会計が620万円増となっておりますが、歳出の不用額と同様に下水道事業、農業集落排水事業特別会計の公営企業会計移行に伴う決算処理によるものが多くを占めております。

なお、収入未済については、財源確保と受益者負担の公平性の観点から、引き続き縮減に向けて努力していただきたいと思います。

次に、不納欠損額についてです。不納欠損額の総額は860万円で、前年度に比較して1,613万円減少しております。町税の不納欠損処分は、地方税法第15条の7第4項、第5項及び第18条第1項に規定する納税義務の消滅及び時効完成により徴収権が消滅したものであります。また、住宅使用料では、債務者の死亡及び所在不明により債権放棄を行ったものであります。

基金の運用状況について、26ページを御覧いただきたいと思います。基金の運用状況については、令和5年度末の基金残高は44億9,181万円で、前年度に比較して3億6,564万円増加しております。審査に付されました各基金の運用状況は、その設置目的に沿って適正に運用され、計数は正確であると認められました。

次に、公営企業会計決算意見書を御覧いただきたいと思います。最初に、町立西和賀さわうち病院事業会計ですが、令和5年度の事業収益は9億1,978万円で、前年度に比較して3,192万円減少しております。これに対して、事業費用は9億8,512万円で、前年度比686万円増加しております。

この結果、事業収益から事業費用を差し引いた6,534万円が当期純損失となり、令和5年度末の累積欠損金は8億8,697万円となりました。

本年3月には、国が示した持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに基づく町立西和賀さわうち病院経営強化プランが策定されております。当該プランに沿って経営の強化と安定を図り、医療機関としての責務を果たされるよう期待するものであります。

次に、水道事業会計です。令和5年度の事業収益は3億6,121万円で、前年度に比べ2,811万円増加しております。事業費用は3億8,338万円で、前年度に比べ161万円減少しております。事業収益から事業費用を差し引いた2,216万円の当期純損失となり、令和5年度末の累積欠損金は7億3,976万円となりました。令和5年度

末の未収金は469万円で、前年度に比べ52万円減少しております。

なお、令和5年度においては、債務者の死亡や所在不明による債権5件、49万円の放棄による不納欠損処理をしております。

水道事業は、住民生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する業務であります。現在料金改定の検討が行われておりますが、既に策定されている西和賀町水道事業経営戦略に基づき、中長期的な視点に立ち、社会環境や経済環境の変化に柔軟に対応するとともに、将来を見通して経営基盤の強化を図っていただきたいというふうに思います。

次に、財政健全化判断比率審査及び資金不足比率審査意見書を御覧いただきたいと思います。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度決算に基づく経営健全化判断比率及び資金不足比率についてですが、各算定の基礎となる書類に関しては適正に作成されていることを確認いたしました。

本町においては、赤字が生じておりませんが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の数値は記入されていません。財政健全化比率について見ると、財政は黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回っております。国の示す基準から見ると健全な財政の範囲にあると認められますが、引き続き安定した財政基盤を維持できるよう一層努めていただきたいというふうに思います。

次に、資金不足比率審査ですが、対象となる下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、温泉事業特別会計、町立西和賀さわうち病院事業会計、水道事業会計の全会計とも資金不足は生じておらず、健全に推移していると認められました。

次に、最初の決算審査意見書の最後のページ、32ページを御覧いただきたいと思います。過去に指摘した点や今回の審査の過程で検討や改善

が必要と思われる点について、何点か申し上げたいと思います。

最初に、予算流用についてでございます。予算流用は、地方自治法及び財務規則の定めにより、予算不足を補う例外的な手段として認められており、令和2年度から4年度の各決算審査において、予算計上時の精査向上や流用理由等の適切な執行管理を行うよう意見として出されておりました。

令和5年度での一般会計決算における予算流用は、件数で10件、金額で73万円となっており、前年と比べて件数で24件、金額で182万円それぞれ減っております。適切な執行に取り組んできた結果と評価できることとし、今後も継続して取り組んでいただきたいと思います。

次に、委員会、審議会、協議会等についてですが、各種委員会や審議会、協議会などは、法令や条例、規則、要綱等に基づきそれぞれ設置され、町からの諮問事項の審議、答申、各種審査、政策への提言等を行うことを業務としており、委員は関係する行政機関の職員、学識経験者、関係団体の代表、一般町民等が構成員となっております。審議会等で取りまとめられた答申や報告、委員からの各種意見につきましては、その内容を尊重して町政を運営することになります。

令和5年度決算においては、設置規程等はあるものの予算計上されなかったもの、予算計上されていたが開催されなかったものや、開催されたが予定の回数に満たなかったものが見られました。各種委員会は、行政への意見、提言の貴重な機会でありますので、意見、提言の機会が妨げられないように、改善を図っていただきたいと思います。

次に、補助金交付事業の事後調査についてであります。補助金は、町が掲げるまちづくりの目標実現に寄与し、公益上の必要性がある場合に個人、団体等が行う特定の事業、活動等の経費として給付しているもので、その内容は多岐

にわたっております。

一例を挙げますと、経済活動を支援助長する補助事業においては、施設設備等の導入経費に補助金が支出された場合、その施設設備を活用した事業活動に成果が出るのが交付の目的でありますので、交付後の事後調査や検証は不可欠と考えられます。あわせて、事後調査や検証は補助事業内容の改善につながることから、より効率的な支援になるよう取り組んでいただきたいと思います。

最後に、除雪機械事故についてであります。令和5年度積雪期において、除雪作業中の自損事故3件の発生報告がありました。共に機械損害の大きい内容でありましたが、人身被害がなかったことは幸いでありました。事故により機械の廃棄や長期の修理期間が必要となり、今後の除雪作業への影響が避けられない状況もあると思われます。

除雪作業は、冬期間の住民生活確保の大前提であり、その作業に当たる方々の努力には敬意を表するところでありますが、今回のように小さなミスが大きな事故につながることの重大さを認識していただき、安全第一で道路や積雪状況の正確な判断、慎重で適切な機械操作により作業に当たっていただきたいというふうに思います。

以上、個別の意見を申し添えましたが、町政運営におきましては、困難な課題の中、創意工夫を凝らし、健全で効率的な行財政運営に努められ、町民福祉の増進に取り組まれていることに敬意を表し、決算審査の意見としての報告を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で西和賀町監査委員による決算監査結果の報告を終わります。

ここで暫時休憩します。

午前11時29分 休 憩

午前11時29分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第5、決算審査特別委員会設置

を議題とします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第9号までの認定議案については、慣例により当職を除く議員11人で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第9号までの認定議案については、当職を除く議員11人で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定いたしました。

ついては、その運営を図る委員長及び副委員長の選任であります、どのような方法で行うのかお諮りいたします。

高橋到君。

9番 決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任は、指名推選で行いたいと思います。皆さんにお諮り願います。

(賛成の声)

議長 ただいま高橋到君から委員長及び副委員長の選任については指名推選によって行いたいという動議が出され、所定の賛成を得て成立しております。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することに決定いたしました。どなたを指名推選されるか、ご発言をいただきます。

高橋到君。

9番 委員長には真嶋実君、副委員長には高橋敏樹君を推薦したいと思います。お諮り願います。

(賛成の声)

議長 ただいま委員長には真嶋実君、副委員長

には高橋敏樹君を推薦したいとの発言がありましたが、そのように決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長には真嶋実君、副委員長には高橋敏樹君が選任されました。

ここで正副委員長の挨拶を求めます。正副委員長は登壇してください。

委員長 ただいま皆様のご推挙により、令和5年度決算審査特別委員会の委員長に選任されました真嶋実でございます。その重大な責務に身の引き締まる思いをしているところでございます。

決算審査は、議会が決定した予算が適正に執行されているかどうかを審査するとともに、各種資料に基づき、その行政効果や経済効果を検証し評価する極めて重要な役割が求められています。

審査に当たっては、決算審査特別委員会がその役割を十分に果たせるよう、委員長として職責を全うしてまいりたいと考えておりますが、力不足の点もあるかと思っておりますので、何とぞ委員各位並びに執行機関の皆様のご協力、そしてご指導を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、委員長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

副委員長 ただいま副委員長に選任されました高橋敏樹です。委員会が円滑に進みますよう、委員長を補佐してまいりたいと思っております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議長 正副委員長は自席にお戻りください。

続いて、日程第6、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。

なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

登壇順は、開会に先立ち抽せんを行い決定しており、その順序に従い質問を許します。

初めに、登壇順1番、中村ひとみ君の質問を許します。

中村ひとみ君。

4番 おはようございます。議席番号4番、中村ひとみです。9月定例会、一般質問初日、最初の質問者となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、2件の質問です。1つは、子育て世帯向け住宅について、そしてもう一つは空き家対策、この2つになります。

では、最初の質問に入らせていただきます。子育て世帯向け住宅について。町では、上野々地区に移住、定住促進、子育て世帯向け住宅を新築しようとしています。このことに関し、5月臨時議会で建設費と維持管理料に相当する額を令和7年度から令和36年度の期間で契約の相手方に住宅借上料を補償することが可決されました。あわせて、6月定例会では、当該住宅建設に係る町有地を無償で貸し付けることも可決されました。

私は、この両議案につきまして反対をいたしました。なぜ反対したのか謎であると思われておりますので、ここで質問に入る前にご説明を、反対理由を述べさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目として、本町での子育てを考えたときに、まず優先して取り組むべきことは、住宅建設ではなく、子育て支援や充実したサービスを整えるべきではないかと思ったことです。そして、2つ目として、特に子育ての大半を担うであろう女性の精神的負担を軽減すること、仕事と育児が両立できる環境と併せて、本町で子供を産み育てることが楽しいと思えるような環境づくりが優先されるべきではないかと思われました。加えて、やはり田舎暮らしの醍醐味として、戸建ての住居環境で伸び伸びと子育てを

すること、これも西和賀らしい育て方の一つではないかというふうに思いましたし、今空き家がどんどん増えていますので、そういった空き家も利用されてはどうかとか、そういったことを考えたのが理由になります。

では、質問のほうに移らせていただきます。

まず、最初の質問ですけれども、移住、定住促進、子育て世帯向け住宅の建築概要と完成までのスケジュールをお尋ねします。

議長 内記町長。

町長 ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

子育て世帯向け住宅の建築概要であります、軽量鉄骨造り2階建て1棟で、1階は延べ床面積で約65平方メートルの2LDK住戸2世帯分、2階は延べ床面積約90平方メートルの3LDK住戸2世帯分の合わせて4世帯分の住宅を整備するものであります。完成までのスケジュールですが、10月に着工し、来年3月中に竣工予定となっております、入居開始は4月以降になる見通しでございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 そうすると、最初のヒアリングのときは、着工が9月だったかなと思いますけれども、ちょっと1か月遅れという形で、でも入居時期は変わらないということで。

では、次の質問です。当該住宅の建設について、現在展開中のかわまち事業や西高の魅力化促進による関係人口拡大の反響を考慮しつつ移住相談会を設けるなど、移住希望者を確保した上で、特に子育て世帯の要望を加味しながら、計画的に建設すべきだったのではないかというふうに考えますけれども、その建設を急ぐ理由をお尋ねします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

今回の子育て世帯向け住宅については、第2

期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標の一つである移住者の受入れ環境整備に資する取組として、官民連携事業により住宅整備を行おうとするものでございます。

官民連携事業とは、行政と民間が連携して公共施設の建設等を行うことにより、整備費用の低減と費用負担の平準化、完成までのスピードアップ、効率性が向上するなどのメリットが期待できるものであります。したがって、行政側の都合で事業を実施できるわけではなく、あくまでも相手がある話であり、双方のタイミングを合わせる必要があるということをご理解いただけたところかと思います。

本町における人口減少対策は、まさに喫緊の課題であり、とりわけここ数年での出生数の著しい減少は非常に深刻な状況にあるものと認識をしており、今回のような子育て世帯を呼び込むためのハード面での環境整備の必要性は以前から高まっていたものの、財政事情等から先送りとなってきた課題でもありました。

このような状況の中で、今回民間事業者から提案をいただき、事業実施の運びとなったところであり、建設を急いだというより、町と民間事業者の様々な条件や思惑が合致したタイミングだったということをご理解いただきたいと思います。

議長 中村ひとみ君。

4番 はい、分かりました。本住宅、子育て世帯向けとなっていますけれども、仕様は特に子育て仕様にはなっていないということでよかったでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 子育て世帯向けとしたのは、2LDK、それから3LDKということで、別途単身世帯向けの住宅整備も行っておりますけれども、そちらは部屋が1部屋しかない、ワンルームタイプの住宅を一方で整備しております。部屋数で子育て世帯向けとしたものであって、細かい子育て向けの詳細な仕様まで考えてといい

ますか、そこまでのことを想定しているものではございません。部屋数の分です。おのずと子育て世帯に適したタイプの住宅というふうに理解しております。

議長 中村ひとみ君。

4 番 はい、分かりました。

次の質問です。入居者の募集要項は、現時点でどのような内容になっているか、またいくのか、その概要をお尋ねします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

入居者の募集要項というお尋ねですが、今回の事業のスキームは、直接町が住宅建築を行うのではなく、民間事業者が建てる住宅ではありますが、それを町が借り上げて、町が入居者から家賃を徴収することになるもので、いずれにいたしましても新たに条例制定が必要になるものでございます。この条例で入居資格などを規定することになりますが、現在同じく上野々地区に整備が行われております単身世帯向け住宅と併せて一つの条例として制定する見込みであります。現在条例案の内容を精査しているところであり、詳細を申し上げることはできませんが、子育て世帯向けを標榜している以上、世帯に子供がいること、あるいは将来子供を望んでいる世帯であることなどは最低条件になると思われまじし、総合戦略の基本目標にのっとり、移住者を優先させるなどの要件は盛り込む必要があるものと思っております。

議長 中村ひとみ君。

4 番 その条例の中には、賃貸で住む賃貸契約期間ですとか、そういったことを盛り込まれるということになってきますか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

期間までは盛り込むことにならないものと今のところ想定しております。

議長 中村ひとみ君。

4 番 そうすると、期間に関しては賃貸契約の

ところで書面で示していくという形でよろしいですか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 現時点で、ちょっとこれ以上詳細、まだ固まっておりませんので、お答えできないことをご了承ください。

議長 中村ひとみ君。

4 番 そうすると、入居に当たって賃貸契約というのはされると思うのですけれども、その内容というのは町民に周知とか、何かこちらのほうで、ホームページですか、そういったところで確認することというのは可能なのでしょうか。分かる範囲で結構です。予定されていることで。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 いわゆる議員がおっしゃりたいのは、どういう人が入居できるかということを町民の方がお知りになりたい場合ということですのでよろしいとすれば、そういう内容が固まり次第、町のホームページ等で随時お知らせしていくことになると思います。

議長 中村ひとみ君。

4 番 ありがとうございます。

次の質問に移ります。私は、やはり確実に限られた財源を、優先順位をきちんと考えて使っていただきたいというふうな考えなのですけれども、もう既に住宅が着工始まりますので、出来上がります。やはり入居者がいませんと家賃が、毎月支払い発生しますので、確実に入居者を獲得していただきたいというふうに思っています。入居者獲得のために具体的にどのような取組をしていくおつもりなのか、お尋ねいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

入居者獲得のための取組とのお尋ねですが、移住者に入居していただくことをまずは想定しておりますので、これから町に寄せられる移住相談や、あるいは首都圏等で行われる移住相談会などでの情報提供を積極的に行っていく考え

でおります。先ほどお話しした条例の議決後に正式に入居の募集開始となりますが、先ほども申し上げたとおり、本町への移住に関心のある方は必ず閲覧するであろう町のホームページをはじめ、あらゆる機会を使って広く周知をしていくことにしております。

議長 中村ひとみ君。

4 番 はい、分かりました。人口拡大、今非常に西和賀町は人口が減少、自然減少も加えて、あとは転出という方もいらっしゃると思いますので、ぜひとも人口拡大に向けて頑張って取り組んでいただきたいと思います。

では、次の空き家対策についての質問です。昨年6月、空き家対策の推進に関する特別措置法が一部改正されました。特定空家とは、1、倒壊の危険性が高い家屋、2、著しく衛生上有害となるおそれがある家屋、3、著しく景観を損なっている家屋、4、周辺の生活環境の保全に不適な家屋とされている。このたびの改正で、特定空家までに至らなくとも、放置したままですと特定空家になると判断される場合があります。町が所有者に対し適正な管理を促すため指導勧告ができる管理不全空き家が新たに定義されました。特定空家や管理不全空き家に認定されますと、住宅用地特例が解除となり、固定資産税の軽減対象外となります。

そこで、質問ですけれども、町内における空き家数は、昨年と比べどのように推移しているのかをお尋ねします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

町内における空き家数の推移についてのお尋ねであります。町では年2回、6月と2月に業務委託により空き家の見回り調査を実施しております。この結果によりますと、昨年6月の調査では121件、今年6月の調査によると123件となっているものでございます。

議長 中村ひとみ君。

4 番 そうすると、大体横ばいという感じだと

思います。私ちょっと調べ物をしていましたらば、昨年でしょうか、令和5年3月20日付の、これは紫波町議会のほうで空き家対策事業についての調査会がありまして、その調査先として秋田県の大仙市と西和賀町が選ばれて、それでいろいろと会議がされていますけれども、その中では令和4年度、空き家数が122件とありました。そのうちの47件が解体されておりまして、そうすると残り75件となりますけれども、この75件、123の中に含まれているのかどうか分かりませんが、そうなのかもしれません。やはり空き家、このまま放置しておきますと、どんどん、1年たつとまたさらに劣化が進みますので、町としてもそういった空き家の年数ですとか、何年空き家になっているのだとか、ただ数を数えるのではなくて、空き家の年数なんかも確認していただいて、それなりの指導といったものを早めに対応していただきたいなというふうに考えております。

次の質問ですけれども、町内における特定空家、管理不全空き家それぞれの戸数と所有者との連絡状況はどのようになっているのかお尋ねします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

先ほどの空き家見回り調査では、屋根の破損等の点検項目を設けたりして、異常の有無を確認しております。総合評価でAが良好、Bがおおむね良好、Cが一部の状態が悪い、Dは状態が悪いで評価をしております。

今年6月の調査で空き家と認定した123件のうち、町が管理不全空き家とみなしているものはCの一部の状態が悪い、31件、それからDの状態が悪い、37件を合わせた68件となっております。これらの所有者に対しては、文書で指導や勧告を行い、適切な管理を促しております。また、特定空家につきましては、現時点で認定しているものはございません。

議長 中村ひとみ君。

4 番　　そうしますと、所有者に連絡を取っていらっしゃるわけですが、所有者の対応する期限というのは設けていらっしゃいますか。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　そのような強制的なことになりますので、そういう期限等は設けておりません。

議長　　中村ひとみ君。

4 番　　そうしますと、状況が全然変わらなくなってくると思いますので、やはりどんどん空き家、いわゆる特定空き家というのが今後増えていく可能性が非常に危惧されると思います。ですので、やはりもうちょっと積極的にそういったところも考えていただかなければいけないのではないかなというふうに考えます。

では、次の質問ですが、今年度本町が実施している空き家対策事業の補助金の現在までの申請利用状況をお尋ねします。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

今年度、本日現在で申請のあった空き家対策における補助金の申請状況についてであります。空き家解体費助成事業補助金が4件、135万円です。空き家改修費助成事業補助金が2件、60万5,402円、空き家活用促進事業補助金が1件で100万円、以上のような状況でございます。

議長　　中村ひとみ君。

4 番　　この空き家対策事業補助金というのは、令和2年度から開始されたようですが、補助金を設けることによって解体される所有者の方が増えたというふうに昨年の会議の議事録からも確認されましたので、この補助金の周知をやはりいまだに広報とかでも、今回7月号の広報にも空き家の解体の補助金のことですか掲載されていまして。こういったこと、とてもよいと思います。周知続けていただきたいというふうに思います。

そして、あとは補助金の金額なのですが、物価高騰も併せてやはり状況は変わってきていますので、そういったところの金額を検討

するということなどはお考えにはなっていないでしょうか。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　ただいま議員ご指摘の物価高騰等、あるいは空き家の解体の申請件数の状況等を踏まえながら、総合的に判断してまいりたいと思っております。

議長　　中村ひとみ君。

4 番　　では、次の質問です。

町外に住む3親等内の者が実家の空き家に移住または空き家を活用して事業を始める場合、これが補助対象になるのかをお尋ねします。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

現行では、町外、町内問わず、申請者の3親等以内の者が所有する空き家の賃貸借または所有権の移転を目的とする契約を締結する場合は、空き家改修補助金、空き家活用補助金は対象外としているところでございます。

議長　　中村ひとみ君。

4 番　　今西和賀町、今年4月、民間組織、人口戦略会議で公表されて、皆さんご存じだと思いますけれども、西和賀町は若年女性の減少率が非常に高く74.4%、トップスリー、これいいトップスリーならいいのですけれども、ワーストトップスリーです。今後30年間で消滅する可能性があるわけです。ですので、人口拡大、若者住宅を造ってという戦略もありますけれども、やはりこういったところも人口、Uターンしていろいろとビジネスをしたいですとか、Uターンして西和賀町で生活をしたいと、そういう方にやはり支援をする必要性があるのではないかと。もっと柔軟に考えるべきではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

空き家は、全国的にも増加傾向にあり、多くの自治体では本町同様に空き家改修に対する助成制度を設けて、空き家対策の一助にしている

ものと承知をしております。こうした事例いろいろ調べてみましたが、ほとんどのところでこの3親等以内の除外規定が設けられておりました。これがないところは本当にごく一部、私が調べた範囲では、それ以外もあると思いますが、僅か2つの自治体だけでありました。この2つの自治体は、3親等以内であっても補助金の対象としている自治体が、僅かですけれども、確かにありました。本町でこの除外規定をなくした場合に、どのような効果が期待できて、どのような逆に影響が出てくるのかなど、メリット、デメリットを慎重に見極めながら、今後判断していきたいと考えているところでございます。

議長 ただいま中村ひとみ君の質問の途中であります。ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 零時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

午前中に引き続き中村ひとみ君の質問を続けます。

中村ひとみ君。

4 番 では、引き続きよろしく願いいたします。

空き家対策についての質問ですけれども、現在町が実施している空き家バンクへの登録数が圧倒的に少ないと感じます。その理由を町としてはどのように分析しており、その上で今後どのようにして増やしていくのか、その対策をお尋ねします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

本町の空き家バンクは、平成18年から制度運用を行っておりますが、現時点で登録されている件数は14件となっております。昨年度末時点で登録されていた件数は9件でありましたので、今年度に入ってここまで5件増えたということになります。ちなみに、これまでの累計では54件の登録となっております。

ただ、全体の空き家の数からすると、ただいま議員ご指摘のとおり、登録数が少ないというのは事実でございます。この理由をどのように分析しているのかというお尋ねであります。空き家バンクに登録することは、他人に譲渡したり貸与するというものですから、他人が使用できるようにするため、家の中の片づけや不要物の撤去などが必要となり、こうしたことが煩わしく、ついついそのまま放置をしてしまうという事例が多いものと認識をしております。

また、制度そのものの周知不足もあるかと思いますが、それ以上に空き家の所有者側が無関心なケースが多いと感じております。ただ、最近空き家問題に対する全国的な関心の高まりもあり、空き家バンクへの登録に関する問合せや相談も最近増えてきている印象を持っているところであります。

議長 中村ひとみ君。

4 番 確かに部屋の中に家財があつて、なかなか登録まで至らないですとか、実際にまだ家のものがあつても、そのままもう家の中の内部の写真も空き家バンクに載せているケースもありますので、その辺りはいろいろと、例えば集落支援員さんのお力を借りたりとか、そういった形で進むことができるような感じで、町のほうでも周知を引き続き、やはり空き家バンクの存在を知らない方がとても多いですし、例えばお金がかかるのではないかとすとか、やり方がちょっとよく分からないので聞きにくいとか、そういったこともあると思います。そういう場合の窓口に問合せの連絡をした場合、すぐに対応というのはお待たせせずにできるというような形になっていきますでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 そのようになっているものと承知しております。

議長 中村ひとみ君。

4 番 分かりました。

では、次の質問です。国では、本年度から子育て世帯向けに公営住宅や空き家を改修する自治体への支援を始めています。空き家を活用し、子育て世帯向けに改修し、貸し出す所有者に対し、自治体分と合わせて費用の3分の2を助成するという仕組みになっています。この支援策を本町としてはどのように捉えているのかお尋ねします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

議員がお尋ねになっている制度の国の正確な事業名が分かりませんが、こちらでいろいろ調べましたけれども、恐らく国土交通省が所管している空き家対策モデル事業というのがありまして、この事業のことを指しているものという前提で答弁をさせていただきます。

この事業は、国において空き家の有効活用を図る観点から、NPOや民間事業者、地方公共団体等の創意工夫による空き家対策に関する先進的な取組の提案を広く公募し、モデル性の高いものを採択、支援することで、先行、優良事例として蓄積し、全国へ横展開を図ることを目的としたモデル事業となっているようでございます。

したがって、議員がお尋ねになっているように、空き家の所有者が手を挙げて申請を行うというような事業ではございませんので、町としては当面全国の事例についての情報収集などに努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 次ですけれども、上記の国の施策をいろいろと、今言いましたけれども、いわゆる空き家の所有者に向けて、町外に住んでいる空き家の所有者という方も結構いらっしゃると思いますので、そういった方たちにこういった国の施策ですとか町の施策ですとか、そういったことというのはどのようにして周知されていくのかをお尋ねします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

議員がお尋ねの事業に関してであれば、先ほど答弁申し上げたとおり、空き家の所有者が手を挙げて申請を行うという事業ではございませんので、この当該事業についての周知というのは今のところ考えておりません。

議長 中村ひとみ君。

4番 では、例えば7月号の広報でも解体の助成事業ですとか補助、支援策など掲載していますが、こういったものというのはやはり町外の所有者というのはなかなか目を通す機会等はないと思うのですが、どのようにして本町ではこういったことをやっているというのを周知されておりますでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

空き家の所有者の方、町外にお住まいの所有者の方との連絡につきましては、午前中の答弁で空き家見回り調査をしているというふうに申し上げておりますが、その調査結果をその所有者の方にお送りしておりますので、そうした際にこういった解体の事業もあるという紹介はさせていただいているところでございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 はい、分かりました。

では、最後の質問です。自治体によっては、空き家を借り上げたり、もしくは購入して修理を施し、移住者向けに住宅または店舗として入居者または利用者を募集している事例があります。子育て向け住宅や学生寮、保育施設など、本町として再生利用に関して積極的に取り組むべきではないかと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか、お尋ねします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

空き家の再生利用について、積極的に取り組むべきではないかとお尋ねですが、これまでも空き家に限らず、使われなくなった

公共施設などのリフォーム、リノベーションによって、別の目的に活用するといった取組は官民で行われてきたものと認識をしております。

一例を挙げれば、今回補正予算案にも計上させていただいておりますが、空き家や旧旅館をリノベーションして高校の学生寮として活用している事例は議員もご存じのことかと思います。これは、民間事業者の取組ではありますが、町が補助金を出して支援しているものであります。

財政事情が厳しい中であって、新しく整備を行うということがなかなか難しい状況にありますので、これまで同様に最小限の投資で再生や転用が可能なものは積極的に活用していきたいと考えているところであります。

議長 中村ひとみ君。

4 番 これからどんどん空き家が増えていきますので、空き家というのはすごく有効に使えばいろいろな使い方があるわけですので、空き家、所有者だけの責任だけではないというか、空き家の責任は所有者なのですけども、やはり地域ですとか、あとは行政と力を合わせて再生に取り組むなりして、この空き家を少しでも減らす努力をしていくべきだなというふうに考えます。

以上で私の質問を終わりとさせていただきます。

議長 以上で中村ひとみ君の一般質問を終結します。

ここで1時20分まで休憩します。

午後 1時11分 休 憩

午後 1時20分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順2番、真嶋実君の質問を許します。

真嶋実君。

2 番 議席番号2番、真嶋実です。よろしくお願いたします。

では、早速質問に入らせていただきます。まず、1番、財産管理体制について。町の財産管

理体制については、西和賀町監査委員が行った令和2年度定期監査で、財産の管理体制及び財産台帳の整備が不十分との指摘を受け、その後の決算審査や定期監査でも繰り返し同様の指摘を受けています。

その後の町の改善対応は遅々として、令和5年11月に行われた定期監査では、西和賀町財務規則に定める様式と財務会計システムから出力される様式の相違が散見され、現在も改善に前向きに取り組んでいる様子がうかがえなかったと厳しい指摘を受けています。あわせて、備品管理においては、全庁的に統一した記載方法をもってシステムに入力し、供用場所や常置場所なども明示するよう、システム管理の改善と適正な事務執行を求められています。他方で、同定期監査報告書では、会計課では「現在令和6年度中の改正に向けて財務規則の見直し事務を進めており」との記述があります。

以上の経緯を踏まえて、財産管理における規則の改正、備品管理の全庁的取組体制、財産台帳整備の進捗状況を伺います。

(1)、令和5年度末に財務規則は改正され、教育財産管理規則は附則が付され、共に本年度4月1日で施行されておりますが、主要な変更点は何か。また、監査指摘事項に対する規則変更はこれで完了したことになるかお伺いします。

議長 内記町長。

町長 ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

改正しました財務規則の変更点についてお答えしたいと思います。初めに、財務規則の第179条、財産台帳について見直しを行ってございます。内容は、これまで紙の様式で管理していたものを電子データで管理できるようにしたものでございます。

次に、第180条でございますが、価格の再評価について見直しを行ってございます。内容は、

再評価の時期を3年ごとというものから必要の都度に改め、必要な都度とは財産売却時等を想定したものでございます。

次に、第195条、分類について見直しを行ってございます。備品の取得価格については、他市町村に倣いまして1万円以上から3万円以上に引き上げたほか、取得価格にかかわらず公印、あとは国庫補助または県補助により備品として購入し管理する物品、学校図書室に備え、閲覧または貸出しの用に供する図書及び資料について新たに規定をしてございます。以上が主な改正点になります。

次に、規則変更がこれで完了したことになるのかというご質問でございますけれども、今回の改正に伴い、会計課においてさらに一部見直しが必要な部分もあることから、今年度中の見直しを予定しておるところでございます。

以上でございます。

議長 学務課長。

学務課長 私からは、教育財産管理規則の変更点についてお答えいたします。

初めに、規則第2条、財産事務の所掌及び分掌について、従来は教育財産の管理事務を教育機関の長、すなわち学校長が分掌するとされていましたが、実際には教育委員会学務課及び生涯学習課が管理する施設も多くあり、現状に即していないことから、分掌事務の対象を課長まで広げることとしたものです。

次に、第3条、教育財産台帳等について、こちらは先ほど総務課長が答弁しました財務規則の改正と同様、紙ベースの管理を前提としていた財産台帳を電子データにより管理することとし、併せて様式を削除したものです。

続いて、第8条、教育財産の再評価について、こちらも財務規則の改正と同様に、再評価の期間を3年ごとから必要の都度に改めたものです。

最後に、第9条、異動の報告について、従来教育財産管理事務を分掌する教育機関の長、学校長は、毎年度末に教育財産の現況調書を教育

長へ報告しなければならないとする規定がありましたが、年度末の教職員異動等で多忙となる中、この定期報告の運用がされていない現状にあったことから、この規定を削除し、財産の異動があった場合に随時報告を受け、財産台帳に変更を加えていくこととしたものです。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 規則改正については、実態としては現状に規則のほうに沿ったような形になったのかなと思いますけれども、監査委員の合意の中で進められるのであれば、それはそれでやむを得ないのかなと思います。

その上で、(2)番に入ります。物品管理について、全庁的に統一したシステム管理の改善と適正な事務執行体制は整ったかどうかお伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

物品の管理については、先ほど答弁しました規則の改正及び職員への周知により、その改善は図られているものと認識してございます。引き続き会計課による見直しなど、改善を図ってまいりたいと考えております。

なお、事務執行については、物品に限らず、常に適正かつ正確な事務執行を心がけ、業務に当たっておるところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 では、続いて次の質問に移ります。

(3)、台帳の整備完了は令和6年度中に達成できるのか、また台帳整備後の運用体制については整ったのかお伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

台帳の整備については、今年度中に完了できるものと見込んでございます。また、今後の運用であります。台帳整備が目的ではなく、その後の管理、加除等が大事になってまいりますので、その運用管理については総務課から各課

に対し、改めて周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 真嶋実君。

2 番 以上の3問で、これまでの監査から指摘されたことについてはおおよそ整いつつあるのかなと思いますけれども、以上の質問に対して、これまで監査指摘に対する対応が遅れたことについては、これをもってどうしても大きな問題を抱えていたと、あるいはいると言わざるを得ないかと思います。令和3年には、措置状況報告が2度提出され、整備方針、スケジュールをまとめ、そして現状の把握、課題の整理を行い、会計年度任用職員の任用を含め業務推進体制を整備し、台帳整備業務に努める具体的な対策が示されておりました。にもかかわらず、令和4年での措置状況報告では大きな進展は見られず、令和5年8月の令和3年度決算審査意見書に係る措置状況の進捗では時間を要するのが現状。台帳の整備完了は来年度中を目標。そして、本年6月24日、令和4年度決算審査意見書に係る措置状況では、作業量が膨大であり、整理には時間を要するのが現状ということで具体的な時期が示されず、ゴールが先延ばしにされたような表現に後退しておりました。

令和3年時点の措置対応とその後の対応に温度差があり、取組体制はむしろ後退してきたのではないかなと感じるところですが、監査指摘の重要性について当局の認識をお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えしたいと思います。

監査委員さんからの指摘につきましては、その年度年度、その都度対応といいますか、向き合ってきてはございましたが、なかなかその中でもどうしても進捗いかない部分は確かに議員ご指摘のとおりあった部分がございますけれども、今後も引き続きご指摘あった部分については対応をしてまいりたいというふうに考えてご

ざいます。

議長 真嶋実君。

2 番 さきの質問3問でかなり現状が見えてきておりますので、これ以上後退しないようお願いいたします。

それでは、2番、学校、保育所のあり方と子育て環境の整備について。学校・保育所のあり方地域説明会が過日開催されました。また、並行して行われた子育て意見交換会では、子育て支援拠点施設の整備について方針が示されました。学校、保育所の再編と子育て環境の整備について、方針、計画等の決定手順、町民の声をいかにくみ上げていくかについて伺います。

(1)、学校あり方検討委員会は、報告書の基本的な考え方として、小中一貫教育制度の導入を視野に検討していくことが望ましいとし、一貫教育の具体的な個別類型までは踏み込まない報告となって、行っています。今般の地域説明会では、一貫教育についての先進事例として、類型の一つである義務教育学校の事例が紹介されました。一方、本町で施行が想定される類型を併設型小学校、中学校とし、一步踏み込んだ説明が行われました。これは、あり方検討委員会報告の後に町の方向性決定に向け、当局で内部協議が行われた結果によるものかお伺いいたします。

議長 教育長。

教育長 それでは、私のほうから回答させていただきます。

小中一貫教育制度の類型について、内部協議が行われたかについてお答えしたいと思います。先日地域説明会において、小中一貫教育の先進事例として、義務教育学校である高知市立義務教育学校土佐山学舎の取組を紹介させていただきました。小規模校であります、それをメリットとして個々の学習指導の充実を図る9年間の学習カリキュラムを構築するなど、魅力ある教育を展開することで、移住する方も増えている事例ということであり、小中一貫制度の可能

性について分かりやすく説明するために参考として紹介させていただいたところでした。

地域説明会で、本町の目指す小中一貫制度として、同じ9年間の教育課程を編成する教育形態に変わりはありませんが、併設型の小中一貫型小中学校を目指す内容を説明しております。理由としては、教員は異動がありますので、学習指導を考慮した場合、小中学校として培った経験と指導が生かされる併設型の小中一貫小中学校のほうで西和賀町で取り入れる場合望ましいと考えており、説明会では実際に取り入れられている紫波町の実践例を参考に説明させていただきました。説明に当たっては、内部協議を行い、望ましい小中一貫制度の類型内容を述べさせていただいたところです。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 検討委員会が終わってから随分時間もたっていますから、内部の協議が進んでいるということは大いに歓迎すべきことだと思います。ただ、一方で、今回は報告会という性質も持っておりますから、やはり検討委員会でどこまで提言したのか、そしてその後どういう協議が行われたのかという切り分けについては、もう少し町民に分かるような形で説明すべきではなかったかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長 教育長。

教育長 曖昧な説明になってしまったのかあれですけれども、検討委員会、あり方の中でも、一応はお話したところでしたし、私たちの町とすればそちらのほうで。というのは、義務教育学校であれば、小中の両方の免許を持っていないといけないという義務があります。調べたところ、北上市内、西和賀町内におけば、小学校の先生方は小中の免許を持っている方々は半分近くはいますが、中学校になると激減しまして、二、三割程度しか持っていないということになります。よって、こちらで頑張っていた

きたい先生を確保するためとかも考えたときに、やはり今のような説明になります。

いずれその詳しい内容等についてはご紹介しなかったのです、今回の説明会においては。ですが、まず今までのあり方についてのおおよその説明と、それから私たちも方針を述べるとお話をしましたので、そのような形で答弁させていただいたところです。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 分かりました。繰り返しになりますが、大いに議論を前に向かって進めていただきたいと思いますけれども、あり方検討委員会の報告の部分と、その後の部分はやっぱり切り分けがしっかりしていただかなければならないかなと思います。

では、(2)、説明会では、参加者からどのような意見、要望が寄せられましたか。

議長 学務課長。

学務課長 地域説明会での質問、要望についてお答えいたします。

7月30日から6会場で開催した地域説明会では、主に次のような質問、意見等がありました。保育所の公立、私立のあり方についてはどう考えているか、保育所統合に当たっては送迎対策を検討していただきたい、将来の教育ビジョンを示してほしい、検討を進める上では対話を重視すべきである、保育士からの意見聴取を大切にしてほしい、統合に関し私立保育園とは協議をしているのか、中高一貫は聞くが小中一貫は聞くのが初めてで、制度の理解ができていないなどのほか、目指したい教育環境の説明を聞くことができよかったとの意見等も受けたところです。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。この後、開催後の検討内容をお聞きしたいと思いましたが、先ほどの答弁から受けても非常に積極的に前向きの内部協議がされているようですので、質問は

ここは省略をして、(3)のところで、本論のほうに入ります。

今後さらに保護者説明会や学校アンケートが予定されていますが、単なる意見聴取ではなく、声をくみ上げ反映することが重要です。さきの質問にもあるとおり、今回のあり方検討委員会報告は、大枠の方向性までは答申で述べておりますけれども、具体的な立地や一貫教育の形態については町の内部協議に委ねられております。町民の声の反映と理解を広めるため、町の方向性や立地場所など、重要事項の決定に際しては段階ごとに経緯を公開、発信していくことが必要と考えますが、今後のスケジュールにそうした点が配慮されているかどうかお伺いします。

議長 学務課長。

学務課長 重要事項の公開、発信についてお答えいたします。

今後の教育環境づくりに皆様のご意見をお聞きして進めることが重要である認識は同じです。また、情報発信部分は、担当課としても課題であると感じており、今後重視して取り組んでいかなければならない部分であると理解しておりますし、重要事項のみならず、取り組んでいる内容、動きを発信していく必要があると感じております。随時協議過程に応じて課内協議をしながら、求められる情報提供に努めてまいりたいと存じます。

議長 真嶋実君。

2番 細やかな情報発信をよろしくお願いいたします。

では、(4)です。検討委員会の報告にもありますが、沢内地区の学校施設整備を先行させる一方、湯田地区における小中学校一貫教育、乳幼児保育との連携も同時に推進しなければなりません。今回のあり方議論では、保育施設の公立、私立の町内併存、そして地域的な偏りについては結論を待てないとして先送りにしておりますが、10年後を見据えた湯田地区の学校施設整備と、それに先駆けて進められる保育園の統

合、移転に際しては、将来像を見据えた計画づくりが並行をして進められなければなりません。新保育園の設計に際して、将来の中学校移転も視野に入れた子育て公共空間のデザインが湯田地区においても必要ではないでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 湯田地区における将来デザインについてお答えいたします。

今回の地域説明会で示した方向性で進めることが決定すれば、議員ご指摘のとおり、湯田地区の新保育園の設計に関しては将来的な学校施設の配置も含め、子育て、学習環境の整備エリアとしての考え方を持って進めてまいりたいと存じます。子供の成長を支える拠点エリアとしての視点で、各方面の皆さんの声を聞きながら整備を図っていければと考えております。

議長 真嶋実君。

2番 よろしくお願ひします。

その上で、今回の保育園建設についてですけれども、学校・保育所のあり方地域説明会では、町でつくって私立に貸し出すような感じか、運営だけ私立かというような質問もあったようですけれども、施設建設と運営について、公設民営というような方法は選択肢に入っているのでしょうか。また、そういう検討は必要ないでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 保育園建設についてお答えしたいと思います。

施設整備に関しては、民間の保育園が建設する場合だと国からの補助があります。そういった財源的な部分も考慮しての話になりますけれども、民間の保育園のほうが建設した費用を町のほうで補助する形のスタイルになると思います。そのほうが財源的にも望ましいスタイルになると思いますので、建設費の部分については、町のほうで助成する形、それは国の補助を受けてという形になろうかと思います。

議長 真嶋実君。

2 番 財源的な制度の壁があるようには前の説明でも伺ってございましたけれども、実際将来に向けて考えるときに、学校と保育の継ぎ目のない運用、活用を考えるときに、持ち主が町一つであったほうがいろいろな有効な措置が取れるのではないかなという思いもありますので、ここで結論は求めませんけれども、今後ともそういう検討、そして公立であつても財源を確保できる方法はないのかということを大いに検討いただけないでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 建設に当たっては、そういった部分も踏まえながら、様々皆様のご意見を聞きながら、よりよい方法で進めたいと考えております。

議長 真嶋実君。

2 番 では、次の（５）に入りますけれども、（５）と（６）は関連するので、一括で質問させていただきたいと思っておりますけれども、議長、許可いただけますか。

議長 はい。

2 番 では、（５）、ゼロ歳児保育は、保育施設統合再編とセットで計画され、これまでと比べ半歩前進の感はありますが、８月４日に開催された子育て意見交換会では、参加者から前回懇談の機会にゼロ歳児保育の要望を伝えたが、それから２年たって、また今自分は年末に出産を控えているが、対応が何も進んでいないとの声が聞かれました。ゼロ歳児保育の課題は、一人一人の今の問題として向き合う必要をそれで強く感じたところでございます。

同じ意見交換会の発言では、ゼロ歳児保育といっても実際は離乳期のタイミング、二、三か月の対応が主な課題だということで、年間の出生数が全町１０名を切ろうというこの現状の中では、対応が必要なのは常時で言う２人程度なのかなという思いで見えて想定されます。施設での受入れのほかに、ヘルパー派遣などの出向くサービス、そして介護福祉分野で先行した包括支援の考え方で、個々の事例に相談を受けなが

ら最適解を見いだすことはできないでしょうか。

続けて（６）です。出産、子育てを間近に迎える親にとって、２年後、３年後ではない今の問題に行政が向き合うということ、新保育施設完成まで待つことなく、速やかな対応に向け努めることが必要ではないかと考えますが、当局の対応に向けた考えをお伺いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 初めに、ゼロ歳児の訪問型サービスの考えについてお答えいたします。

先日開催された子育て意見交換会の際、乳幼児の訪問型のサービスがあればの声がありました。都市部では、民間で派遣しているベビーシッターに当たるものと思います。現時点では、公的な対応での訪問型保育には制度的にも、運営的にも課題を感じており、方向性を見いだせる状況ではありませんが、他市町村の取組事例などの研究を行うなど、可能性について検討していきたいと存じます。

次に、現状の子育て課題に対する速やかな対応についてお答えいたします。統合後の保育施設の運営、活動がよりよいものになるよう、保護者ニーズを反映しながら、充実した保育サービスが提供できるよう取り組んでまいりますが、今回の子育て意見交換会の声にあるように、出産を控え、今が重要な親への早期対応の必要性について感じているところです。

先ほどのゼロ歳児保育の答弁と重なりますが、制度的、施設の、人的な部分の課題等を整理しながら、関係課とともに早期対応が可能なサービス部分を考慮しながら、子育て環境整備に向けての検討をしてまいりたいと存じます。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 対応、なかなか難しいかと思っておりますけれども、一人一人の事例に沿った形での対応をよろしく願いいたします。

では、（７）番、こども家庭センターについては、国が示す要件をクリアするため、保健セン

ター移築と合わせて町立病院エリアに開設するとのことですが、子育て場面の実際的な利用を考えると、拠点としての施設整備に加え、子供のいる場所に出向くサービス、図書室や介護福祉施設など、既存施設を出先施設として整備することも必要ではないでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 こども家庭センターの建設に関連し、子供の居場所の整備についてお答えします。

こども家庭センターについては、保健センターを整備する計画を進めており、機能の一つとして検討を進めております。母子保健、児童福祉の機能の一体的な組織として、子育て家庭に対する相談支援を行い、また子育てに困難を抱える家庭には関係機関と連携し、切れ目なく、漏れなく対応することなどがこども家庭センターの役割とされております。

町では、子育て中の家庭が安心して訪れることができ、子供たちの健やかな成長と発達につながる子育て支援センター、産後ケアや子供が遊び交流できるスペースも一体的に整備することを検討しており、整備場所の一つの案として町立西和賀さわうち病院周辺エリアを想定して協議をしているところになります。

子供が集まる場所の施設整備についてですが、子供を取り巻く環境が変わってきており、他市町村では議員がおっしゃるような様々な施設が子供の居場所になり、小さなコミュニティーが子供たちを見守っている事例が多いことは認識しております。

現在町では、そのような施設整備に向けた検討は進めておりませんが、民間の事業所や地域などで子供の居場所をつくる取組を検討される場合には、他市町村の先進事例などを一緒に学びながら検討してまいります。

議長 真嶋実君。

2 番 センターとしての充実、非常に重要だと思う一方で、一人一人考えると20キロ、30キロ近くも通わなければならないような現状が見え

る中で、現存の施設をいかに生かしていくかということが大事かと思います。

では、(8)、人口減少、少子高齢化の中、この広い西和賀町で実際に施設を運営していくには既存施設の活用も視野に入れ、高齢者や障害のある方たちにも配慮した包摂的な居場所づくりが重要と考えます。今までの質問を含めた上で、町長の考え方をお伺いします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

町では、保健センターやこども家庭センター、地域包括支援センターの機能を併せ持つ一体的な施設の整備を目指しております。その中には、子育て家庭や高齢者、障害のある方などが交流できるスペースも検討をしております。既存施設の活用を視野に入れた包摂的な居場所づくりという点については、先ほど担当課長から答弁しておりますとおり、民間事業者や地域などで子供の居場所づくりの取組を考えている場合には町としても検討してまいりたいと思っております。

議長 真嶋実君。

2 番 よろしくお伺いいたします。

それでは、質問事項3番、次期総合計画とグランドデザインについて。本町のまちづくりの基本をなす第2次西和賀町総合計画は、来年度、令和7年を最終年としており、次期総合計画の策定準備が始まっています。他方、本年6月の定例議会では、同僚議員の一般質問に町長は新たなグランドデザインの必要性に積極的な考えを示されました。次期総合計画とグランドデザインについて、策定方法と町長の考えをお伺いします。

(1)、本年6月定例議会で町長は、平成17年町村合併時に策定した新自治体建設計画を引き合いに、次期総合計画策定のタイミングでの新たなグランドデザインの必要性に積極的な考えを示しました。しかし、本年7月11日に開催された第1回基本構想審議会資料では、グランド

デザインについては一切触れられておりません。一方で、町政懇談会における説明では、次期総合計画こそまさにランドデザインであるとの説明がされました。これまで10年ごとに2期、今新たな10年間の第3次総合計画を策定するに当たって、改めてランドデザインという概念を持ち込む意義はどこにあるのかをお伺いします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

町政懇談会で次期総合計画がこの時点で示せるいわゆるランドデザインというものという説明をしたのは私でございますので、私から答弁をさせていただきます。

まず、このランドデザインという言葉の意味、解釈ですけれども、例えば総合計画のように、基本構想があって基本計画があり、さらにその下に個別の実施計画があるといった具合に、おおよそ定型化されているものとは違って、一口にランドデザインとは言っても、万人が明確かつ具体的にイメージしている概念ではないと思っております。したがって、よく使われる言葉ではありますけれども、人によって、また同じ人でも時と場合によって意味や解釈が異なるのがこのランドデザインであろうと思っております。少なくとも、私はそのようにアバウトというか、曖昧な使い方をしております。

つまり10年間の総合計画もランドデザインも、同じようなものとしてこれらの言葉を用いております、厳格に使い分けをしているわけではございません。したがって、6月議会で町長からランドデザインを示したいと答弁した趣旨も、来年度策定を予定しているまち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化させる第3次の総合計画のことを指したものであり、これと別に何かの計画や構想のようなものをつくりたいということではございませんので、ご理解いただくようお願いいたします。

議長 真嶋実君。

2番 町内である方から、「ランドデザインで何だや。おらだはなじょしたらいがべ」というような質問を受けたりしております。新たな片仮名言語での概念を安易に入れるということは、むしろ町民に混乱を招く部分もあります。ランドデザインという考え方を否定するものではありませんので、もう少し切り分けたほうがいいのではないのでしょうか。

他の自治体のランドデザイン策定の事例を幾つか見てみましたが、総合計画とは別にランドデザインを立てているところを見ました。ある自治体は、10年後といった期間を区切らない長期の目標として、別の自治体は都市計画の一形態として、地域の公共空間デザインとして策定しております。また、環境ランドデザインとして目標を限定している自治体もありました。

西和賀町では、現時点で次期総合計画をつくらうとしているタイミングですから、イコールランドデザインではなく、例えば教育、医療、福祉、産業、観光などのように、その計画の対象を明確にし、また町内の地区区画を意識した公共空間のランドデザイン、要するに総合計画にどのエリアをどのようにゾーニングしていくかとかという、そういうことも踏まえた計画として、総合計画の中にランドデザインを埋め込むことが現実的ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

一つのお考えとして参考にさせていただきたいと思います。

議長 真嶋実君。

2番 では、(2)に移ります。町政懇談会において、次期総合計画についての討議資料が用意されなかったことに、残念だという声が会場から上がりました。町長は、これまでの様式にかかわらず、ある意味白紙、ゼロベースから皆さんの意見をくみ上げ、トップダウンではなく、

ボトムアップで新たな計画、グランドデザインをつくっていききたいとの説明でしたが、今回の町政懇談会で白紙の資料に意見を求めるという手法は有効に機能したと考えますか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

今回の町政懇談会は、単独で開催したのではなく、ご案内のとおり、学校・保育所のあり方地域説明会と併せて開催したものであります。学校、保育所のあり方については、それぞれの検討会から町に対して報告書が提出されたことを踏まえ、現時点での町の考え方を町民の皆様にお示しし、これに対するご意見などをいただく目的で説明会を開催したものであります。

一方、町政懇談会のほうは、次期総合計画の策定に向けた取組のスタートとして位置づけたものでありましたが、学校、保育所のあり方のほうとは段階が全く異なっており、この時点でお示しできるような資料として適当なものがなかったため、あえて資料なしで臨んだものであります。

有効に機能したかどうかというお尋ねであります。何らかの効果を狙ってやったということではありませんので、そのような評価は行っておりませんが、今申し上げたように、段階が全く異なっている2つのテーマを同列で1回の懇談会で意見を求めようとした今回の開催のあり方については、顧みる必要があるものと認識をしているところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 まず、町長でしたか、課長でしたか、ゼロベースから意見をくみ上げるというようなことのためにこういう会議を用意したという言い方もされておりましたけれども、このことは結論を先に用意しないことがゼロベースからということであって、資料を用意しないこととは別ではないかと考えます。今回の場合でしたら、基本構想審議会で示したものと同等の資料を行政懇談会で示すべきではなかったかと考えます

が、いかがですか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 ご意見として承っておきます。

議長 真嶋実君。

2番 では、(3)です。第1回基本構想審議会では、第3次総合計画策定スケジュールが示されています。それに先立つというか、現在存在している第2次西和賀町総合計画には、資料として第2次西和賀町総合計画策定の経過が掲載されていますが、両者を比べて、どうも私からは大きな違いを酌み取ることができなかったのですけれども、このスケジュールの中でゼロベースからのボトムアップで計画を策定するため、第2次計画策定スケジュールから改善、配慮した点はどこかお示してください。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

第3次総合計画策定スケジュールで改善、配慮した点はあるのかというお尋ねであります。基本的には、ただいま議員ご指摘のように、前回のスケジュールを踏襲しております。ただし、策定作業のキックオフとも言える第1回目の基本構想審議会につきましては、前回よりも前倒しで開催をしたところであり、ある程度時間的な余裕を持たせたものになっております。今後必要に応じてこれを見直していくこともあり得るものと考えているところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 では、その点をよろしく願います。

(4)、次期総合計画策定に向け、これまでの様式にかかわらず、ゼロベースから町民の意見をくみ上げ、ボトムアップで新たな計画をつくるという考えには大いに賛同し期待するものです。だからこそ、理想の実現のためには、町民の意見をくみ上げる小さな仕組みの積み上げが不可欠だと考えます。

これまで議会の中でも議論を繰り返し、町政懇談会など町民との対話の場でも様々な声が上げられてきました。今回の町政懇談会では、参

加者からショッピングモールなどにある店長の声のように、小さなことでも町民の声に応えようとしている姿勢が伝わることが大事との具体的提案も受けています。しかし、その提案が町政に反映される姿が見えないと、声を上げる人もいなくなってしまうのではないかと心配しています。

また、午前の監査委員さんの指摘にもありましたけれども、町が設置し、町民や有識者で構成する各種委員会や、町の重要計画策定に際し町民の意見をくみ上げるパブリックコメントなど、形骸化を危惧するものでもあります。

今まさに10年間の長きにわたる総合計画、さらに遠くを見据えたグランドデザインを描くとき、単に白紙の中で意見を求めるのではなく、町が今までどんなことを目指し、どんなことをやってきたのか振り返り、成果と反省点を踏まえた上で初めてゼロベースからの未来像を描く対話が成り立つのではないのでしょうか。次期総合計画の策定に当たり、改めて町長の考えをお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 ご質問にお答えいたします。

ご質問のありましたご指摘のとおりの手順が正攻法であるかと存じますので、今回の座談会も含めまして、これまで行ってまいりました座談会や意見交換会により得られたことを学習効果とし、私の中で整理させていただき、本町を取り巻く環境には厳しいものがあるということを踏まえまして、行政の持続性の確保と町の発展方向を切り開いていける計画、次期総合計画となることを目指し、策定に取り組んでまいりたいと考えております。

議長 真嶋実君。

2 番 町長の決意をお聞きしましたので、よろしく願いいたします。

では、4 番、内部統制制度の運用について。地方公共団体における内部統制制度については、平成29年6月、地方自治法の一部改正により、

令和2年4月より都道府県及び指定都市においては内部統制制度の導入が義務化され、これ以外の自治体は努力義務とされました。本町では、令和2年8月、西和賀町監査委員の令和元年度決算における決算審査意見書において実効性ある内部統制体制または同等のリスク管理体制の早期構築を要望されて以来、懸案事項となっております。本年3月、西和賀町内部統制基本方針が策定されましたが、策定に至る経緯と内部統制制度の具体的運用方針について伺います。

(1)、地方公共団体における内部統制制度とは何か、当局の認識をお伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

地方公共団体の内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である首長自らが組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し対策を講じることで、事務の適正な執行を確保することであると認識してございます。

内部統制は、市町村の努力義務とされておりますが、監査委員のご指摘やご意向により、町独自の取組として行うこととしたものでございます。本来内部統制を行うには、業務量が多く人員も必要となることから、まずはできることから少しずつ取り組み、事務ミスを繰り返さないよう職員への意識づけを図っていくことを目的として取り組むものでございます。

議長 真嶋実君。

2 番 ありがとうございます。公式でいくとそういうことでしょうかけれども、私が捉えているものでいくと、公共団体にかかわらず、この内部統制制度ができた背景には、一職員の不祥事が組織の土台を揺るがしかねないような今の社会情勢の中にあって、運営のトップがリスク回避の最低限の義務、責任として行うもの、あるいはそれがトップの身を守るものとしての仕組みでもあると思いますので、そのところを理

解の上、対応願います。

では、(2) 番、令和 2 年 8 月、西和賀町監査委員による指摘から本年 3 月、本基本方針が策定されるまでかなりの時間を要しましたが、なぜ措置が遅れたか、経緯を伺います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

ご指摘をいただいてから内部検討を進め、県内外の先進事例を参考に取組を進めていくこととしておりましたが、西和賀町と同等規模の町村での取組も少なく、取組までの時間を要したものでございます。

議長 真嶋実君。

2 番 では、(3) です。本年 4 月 30 日付、西和賀町議会からの資料請求に対する回答によれば、本年 7 月末までに具体的な取組に係る要綱等について調整を行い、9 月からは予算残額調査とその結果の評価報告を進めていくと予定が示されましたが、現時点での進行状況、そして今後の予定を伺います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

現時点での進捗状況でございますが、西和賀町内部統制の実施に関する規程（案）を 7 月に作成し、7 月 31 日の法規審査幹事会、そして 8 月 19 日の法規審査委員会により規程が定まり、8 月 22 日に告示してございます。

次に、今後の予定についてでございますけれども、8 月 31 日分については、既に職員に通知済みでございますけれども、8 月 31 日と 12 月 31 日を基準日として予算の執行状況について残額調査を行い、予算執行に対する意識づけを職員に対し図ってまいりたいと考えてございます。評価結果については、最終的に評価基準日である 3 月 31 日に当該年度の評価を行い、評価報告書を作成し、監査委員に報告することとしてございます。

議長 真嶋実君。

2 番 また、ちょっと若干遅れぎみになったよ

うに思いますけれども、最初の質問項目、財産管理体制と同様、改善措置に後退することがないよう、監査指摘の重要性をしっかりと受け止めてもらいたいと思います。

では、5 番、公文書の公告、開示について。一括で質問させていただきます。(1)、公文書は、西和賀町公告式条例に基づき、湯田、沢内両庁舎の掲示場に掲示されています。しかし、実際の掲示場は、その高さやガラスへの光の反射など、掲示内容を判読するのは極めて困難な状況にあります。公告制度の本来の趣旨にはそぐわないものとなっていると感じますが、現状で制度は正常に機能していると考えますか。

続きまして、(2) 番です。今般行政のデジタル化が推し進められる中、公文書の公告、開示の方法について改善の考えはないか、お伺いたします。

議長 総務課長。

総務課長 町の公文書の公示及び開示方法についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、太陽の光の反射などにより、掲示板内の内容を判読するのが困難な時間帯もございますが、現行の掲示につきましては、西和賀町公告式条例に基づき行われており、制度に沿った公告をしているものと認識してございます。

次に、公文書の公告、開示の方法の改善、デジタル化についての部分についてお答えしたいと思います。デジタル化により、通常の掲示場のほかに電子掲示場を設置し、インターネット上で掲示を取り入れている自治体がございますということは承知してございます。町の D X の取組と併せ、今後電子掲示場についても情報収集及び検討を進めてまいりたいと考えております。

議長 真嶋実君。

2 番 インターネット併用だけではなく、条例を改正して、インターネット公告式というような取組をしている事例もありますので、ご検討

ください。

では、6番、北上線100周年事業の成果と今後の対策について。質問時間が限られておりますので、これも一括で質問させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長 はい。

2番 では、北上線は、本年11月に全線開通100周年の節目を迎え、各種の記念行事が行われています。

(1)、現時点での事業の成果をどのように捉えているでしょうか。

(2)、北上線100周年事業のその後に向け、継続的な観光誘客対策はなされているでしょうか、もしくは今後の対策は計画されているか、お伺いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

J R北上線の全線開通100周年記念事業につきましては、鉄道事業者のJ R東日本のほか、本町が事務局となっております沿線自治体などで構成するJ R北上線利用促進協議会、岩手県県南広域振興局などが中心となり、様々な取組や事業展開を行っているところでございます。

まず、J R北上線利用促進協議会としての取組であります。昨年度から取組に着手しております北上線魅力化プロモーション事業による開設済みポータルサイトの動画制作や特集ページの制作、SNS投稿などを実施し、主に外からの観光誘客につなげる取組のほか、新幹線の座席ポケットに既に配置になっております旅行雑誌「トランヴェール」9月号への紹介記事の掲載、北上駅、ほっとゆだ駅、横手駅の3駅それぞれに横断幕を設置、沿線の小学生乗車体験事業、沿線のガイドマップ作成などに取り組んでいるところであります。

また、J R東日本におきましては、100周年記念企画の一環として、北上駅、ほっとゆだ駅、横手駅それぞれの駅カードを制作し、年末までの間、3駅周遊ラリーを実施しているほか、県

南広域振興局においては100周年を記念したスタンプラリーとフォトコンテストが実施されているところであります。

今後もJ R東日本において10月5日に復刻カラーの快速きたかみ撮影専門特別列車で行く第二和賀川鉄橋撮影の旅ツアーとして、無地内の赤い鉄橋のところで乗客が車両から降りて撮影会を行うという、これまでにない、かなり画期的な企画が予定されているほか、10月26日には昨年度から運行されている観光列車ひなびの北上線乗り入れも予定されております。

また、J R東日本で作成した北上線100周年のロゴマーク入り缶バッジとステッカー制作、配布、デジタル版のスタンプラリー、10月26日のひなびの運行に合わせた3駅でのおもてなしイベント、横手市での記念シンポジウム、地元出身の有名音楽アーティストとのコラボ企画など、100周年イヤーのピークとして位置づけている秋の観光シーズンに向けて、機運を盛り上げていきたいと思っているところであります。

次に、100周年事業のその後に向けた継続的な観光誘客、今後の計画についてのお尋ねでございます。今年は、100周年で盛り上がりを見せておりますが、これを来年、来年度以降の取組につなげていくことが大事であろうというふうに認識しております。

来年度以降の取組、事業展開につきましては、大なり小なり予算が伴う話でありますので、断定的なことは申し上げられませんが、利用促進協議会の事務局としては、何とか財源を確保しながら、効果的な取組を実施し、北上線利用者を増やしていく必要があるものと考えております。

観光誘客対策としては、昨年度と今年度に取り組んでいる魅力化プロモーション事業により、ポータルサイトとSNSが出来上がったことで基盤は整ったと思っており、今後は運用面が課題になってくるものと認識をしております。

今年の取組、事業展開による盛り上がりが一

過性のものとならないよう、沿線住民、自治体、鉄道事業者、その他の関係者が力を合わせて取り組んでいけるよう、努力してまいりたいと思っております。

議長 真嶋実君。

2 番 昨日の町の広報では、北上線通勤者への助成など、従前からの継続事業などの紹介があって、ある意味でちょっと真新しさが欠けて、心配したところで今日の質問に至ったところがあります。J Rほか他団体との連携で、公表のタイミング、非常に難しいということを察しますので、これからも大いに北上線の継続、さらなる拡大に向けて努力をお願いします。

以上、私からの質問を終わります。

議長 以上で真嶋実君の一般質問を終結します。

ここで2時30分まで休憩します。

午後 2時20分 休 憩

午後 2時30分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順3番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

1 1 番 こんにちは。本日3番目、最後の一般質問となります。刈田敏です。よろしくお願いいたします。

今回の通告は、林業振興についての1点であります。早速質問してまいりたいと思います。西和賀町が持続可能なまちづくりを進めるに当たり、林業の振興は極めて重要であると考えます。国としても、国内での森林整備の必要性の高まり、温暖化の影響を防止するために、国連気候変動枠組条約締約国会議で採択されたパリ協定の枠組みにより、森林環境譲与税を創設しました。本町においても、国の動向を注視しながら、雇用の拡大、そして少子高齢化の一環としての林業振興策を積極的に進めることが必要と考えます。本町における林業分野の現状と課題について伺います。

①番として、林業振興について、1つずつ答弁をお願いしたいと思いますけれども、本町の主な生産材種と素材生産量の令和元年から令和5年までの推移について伺います。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 農林課長。

農林課長 それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。

本町の主な生産材種と素材生産量の令和元年から令和5年までの推移についてでございますけれども、西和賀町の素材生産量、国有林、それから民有林の合計となりますが、令和元年度以降の平均で年間4万3,000立方程度でございます。これは、岩手県全体の素材生産量144万立方の3%を占めております。西和賀町の森林面積、国有林、民有林の合計が5万3,000ヘクタールになっておりまして、県の森林面積117万ヘクタールの4.5%を占めることからすると、やや低調でございます。

素材生産量を国有林、民有林別に見ますと、西和賀町の森林のうち国有林が74%を占めていることもあり、令和元年度以降の平均で国有林が3万5,000立方、民有林が8,000立方程度と、80%程度が国有林材となっております。

西和賀町の民有林の成長量は、平均ヘクタール当たり年3立方程度ですので、民有林約1万4,000ヘクタールで年間4万4,000立方の成長が見込まれ、このうち2分の1が利用できたと仮定しますと、年間2万2,000立方程度は利用できることになります。したがって、現状の素材生産量8,000立方は、利用可能量の半分も利用できていないことになります。特に人工林の利用間伐が低調でございます。

また、針葉樹、広葉樹別の生産量を見ると、針葉樹、人工林が5,000立方余りに対して、広葉樹、天然林ですけれども、2,700立方程度であり、広葉樹の伐採方法はほぼ皆伐となります。

ブナ、ミズナラ等の有用広葉樹に恵まれた西和賀町において、広葉樹林は民有林面積の54%を占めていること、また広葉樹大径材は針葉樹の数倍の単価で取引されていることから、持続的な施業に配慮した上で、広葉樹の資源活用に取り組む必要があると考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 生産量について、具体的な数量の説明ありがとうございます。全体をまとめてみますと、本町の主な素材生産量の推移については、岩手県全体の素材生産量を見るとやや低調だということ、それから民有林においては、利用可能量の半分も利用できずにいるということ。特に人工林の利用間伐がよくないようだという事です。また、針葉樹、広葉樹の生産量では、広葉樹林が民有林面積の54%を占めていて、広葉樹の単価もいいので、資源活用に取り組む必要があるとのことで確認いたしました。これについて質問しますけれども、本町の広葉樹の主な利用について、これは素材等もあると思いますけれども、どのようになっているのか、状況を伺います。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

広葉樹の現状の使われ方、そしてあと生産体制になりますけれども、広葉樹林については、基本的には町の中ではまきですとか、そういったものに、燃料として使われる場合が多いです。あとは、広葉樹については、高額に取引されている例とすれば、床材とか建築材のほうに使われていると。そちらのほうは、かなり高い金額で取引はされているやに聞いております。

今後の広葉樹林の生産体制についてですけれども、広葉樹の生産体制に向けた事業展開を目的として、町内林業事業体はじめ、そういった方々に実際に広葉樹の生産を実施している事業体や木材市場への研修等を行いまして、いろいろな生産技術の習得とか、あと広葉樹について

の知識を得ること、そして担い手となる現場作業員の確保に努めていくことが必要であると考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 とすると、この広葉樹については、まだまだ伸び代があるということによろしいですか、その辺伺います。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

広葉樹の伸び代ということのご質問でございますけれども、いずれ西和賀町においては、林業事業体がなかなか広葉樹を切る技術にまだまだちょっと達していないというところがありますので、そういったところをちゃんとできるようになれば、どんどん広葉樹については切って売ることについて伸び代があるというふうに捉えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 全国の令和4年度の林業算出額についてのデータでは、1位が長野県、そして北海道、新潟、宮崎に次いで岩手県は第5位、257億円とのことで、産業面からするとかなり希望が持てる職種ではないかなと思います。

そこで、次の質問に入りますが、どこでも将来的な不安要素は付き物だと思いますが、本町において生産に至るまでの課題はどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

生産に至るまでの課題はどのようなものかについてのご質問でございますけれども、豊富な森林資源に恵まれながら、低調とも言える西和賀町の林業でございますが、その要因として担い手の不足、路網整備の遅れ、それから冬場の気象条件が考えられます。

担い手不足についてでございますが、若手人口の不足している西和賀町において、担い手不

足は深刻でございます。西和賀町森林組合の直営作業班は僅か5名、うち3名が素材生産を担当しております。そのほかには、湯田地区国有林材生産協同組合と、あと請負の作業グループのみとなります。このため、森林組合は林産事業の多くを秋田県の業者に依存しており、業者の都合で林産事業が制限されてしまいます。

路網整備の遅れについてですが、林内路網には林道、林業専用道、作業道がございますが、このうち林道についてはヘクタール当たり6.4メートルと、県平均の5.8メートルを上回っております。ただし、搬出路網となる林業専用道の開設が行われていないため、利用間伐の対象となる杉林は多く存在するものの、施業が実施できないケースが多い状況でございます。

冬場の気象条件についてですが、豪雪の気象条件のため、冬場は奥山の素材生産は厳しく、年間通じた素材生産の仕組みができていません。里山を冬場に伐採するなど、気象条件を踏まえた施業年間計画があればよいですが、現状ではそこまで至っておりません。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

11番 担い手不足、路網整備の遅れに関しては、大きな問題としてどこでも頭を抱えている状況にあると思いますが、国としてもそれなりの対応策、補助等もあると思いますので、活用していくことが重要なのかなと思っております。本町の冬期間については、やはり独自のアイデアを持って、木を伐採して売るだけではない、やはり連携したつながりのものを見いだしていくことが必要ではないかと思えます。

この課題にどのように対処していくのか、次の質問に入りますけれども、町として素材生産量を増やすための取組について伺います。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

町として素材生産量を増やすための取組についてでございますが、担い手不足の対策につ

て、町でも小中学校を対象とした森林、林業教育や森林、林業のイベント開催など、担い手確保に取り組んでおります。また、今年度から西和賀高校にもその対象を拡大しております。さらに、森林組合への派遣を前提とした地域おこし協力隊を募集し、令和6年度に1名を確保し、今後岩手県の林業アカデミーで専門的な知識を習得させる予定でございます。

ただ、それでも若手人口が絶対的に不足している現状において、町内からの林業技術者確保は難しいのが実情でございます。そのため、必要な森林施業を実行するためには、西和賀町森林組合と他の森林組合や事業体との協力が必要であると考えられます。とりわけ隣接している北上森林組合については、地域に大口需要を要しておりますので、共同して森林整備に取り組むことが考えられます。

路網整備の対策についてですけれども、西和賀町森林組合の利用間伐への取組が低調であり、路網整備に手が回らない状況でございます。森林整備の基本的なインフラとなる路網整備は、独立して公的な予算で整備することも考えられます。

あと、気象条件の克服についてですが、根本的には難しいのですけれども、奥山を夏場に、そして里山や雪の少ない町外の施業地を冬場に施業するローテーションを行い、年間通じた施業を実現できると考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

11番 答弁の中で、北上、他事業体との連携のようなお話もありましたけれども、これというのは現実的には可能だろうと思えますけれども、現実進める方向なのか、また進めたいと思っているのか、その辺をお伺いいたします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

実際に今現在西和賀町森林組合さんでは、秋田の事業者さんに仕事を請け負っていただいて、

一部行っていたいだたりはしております。あとは、先ほど答弁の中でお話ししました、例えば北上市さん。北上市さんだけではなくて花巻市さんもあると思うのですけれども、そちらとの直接の連携という話にはまだなっていないのですけれども、向こうの森林組合の役員の方々とかこちらのほうの森林組合のほうで、組合長とかになるのですけれども、そういった話が全くないわけではないというふうに聞いておりますし、今後、答弁したとおり、町としてもそのような方向が望ましいのではないかなと考えておるところでございます。

議長 刈田敏君。

11番 まずは、やっぱりその辺も、西和賀町の素材をほかの人たちがその分で利益も上がればいいのですけれども、その辺はまだ深くは探りませんけれども、やはり見てみると、ばんばん、ばんばん西和賀の木が持っていられるのを見て、実際はこのお金というのはどうなるのかなと、すごく不安要素もあるわけですが、その辺はきちっとした協定とか、いろいろな展開してやっぱりやっていかないと、みすみす西和賀の山が何もなくなるのかなというような気がします。そういう点も踏まえてですが、具体的な取組について伺ったのですけれども、どうもありがとうございました。

これまでもいろいろな取組については努力して、実績も上げてきているところだと思いますけれども、新たな取組についても誠意的に進めるということで、大いに期待したいと思います。町として、やっぱり林業振興について、今後の考え方について伺ってきましたけれども、もう少し踏み込んで、具体的なところをまた質問していきたいと思いますので、次の質問に入りますけれども、②番として、森林環境税についてであります。森林環境税の歳入額、充当事業についてお伺いいたします。

議長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。ただいまの質

問についてお答えしたいと思います。

森林環境税の歳入額、それから充当事業についてでございます。森林環境税ですけれども、町には森林環境譲与税として令和元年度から交付をされております。令和元年度から令和5年度までに交付された譲与税の合計額は6,943万円となっております。

予算充当事業については、担い手の育成や林業の普及啓発に係る事業、そして森林所有者意向調査、そして国県の補助制度によらない市有林整備事業、そして町の民有林を対象とした航空レーザー測量事業等に活用してまいりました。令和6年度の交付予定額は、ちなみに2,522万円ほどの予定となっております。

以上です。

議長 刈田敏君。

11番 これまで令和元年度から交付で令和5年度までの森林環境譲与税が6,943万円ということであります。その中で、様々事業を展開しているわけですが、以前もお伺いしたことあるのですけれども、航空レーザー測量事業についての詳細についてと、あと進捗状況というものをお聞かせください。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

航空レーザー測量についてですが、先ほどお話ししたとおり、令和元年度から森林環境譲与税という形でお金が入っておりまして、そのお金を使わせていただいて航空レーザー測量を実施をしております。航空レーザー測量については、昨年度実施をしております、ほぼほぼ西和賀町全域に近い、全域といっても民有林の分ですが、近い分については測量を完了しております。ただ、一部まだちょっと若干残っている部分がありますので、そちらを、後のほうの答弁でもありますけれども、実施したいというふうに考えております。

データのほうの活用についてですが、森林整備を目的とした市有林の森林経営計画の

策定の際に、西和賀町森林組合さんはじめとする事業体とのデータ共有によりまして、円滑な森林整備の実施に活用してまいりたいというふうに考えております。また、あと最近騒がれておる天災についてですけれども、山地災害等の防止を目的とした治山施設、こちらの現地調査、それから林内路網整備、こちらに係る道路の線形の現地調査のほうにも活用してまいりたいと考えておりました。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1 1 番 このレーザーというのは、基本的に今後の林業を進める上で基礎となるということでありまして、これはきちっとした中で整理して、やっぱり次に向けて、次の行動に移るための準備だと思いますので、しっかりその辺は計画どおり進めていってもらいたいと思いますけれども、令和6年度の交付予算額が2,522万となっていますけれども、森林環境税が令和6年度から国税として1人年額1,000円、個人住民税均等割と合わせて徴収されるということですが、次の質問に入りますけれども、森林環境譲与税の今後の充当事業について、当局の見解を伺います。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

森林環境税の今後の充当事業について当局の見解についてでございますけれども、使途につきましては西和賀町林政推進協議会という諮問機関がありますので、そこで意見を求めながら調整を図ることとなりますけれども、取りあえず令和7年度はレーザー航測の未実施区域、甲子や鷺之巣とか、そちらのほうになるのですけれども、こちらを実施することを計画しております。令和8年以降は、重点的な施業団地、森林経営計画の策定団地におけるインフラ整備を盛り込み、基幹作業路となる林業専用道の開設費用に充てながら森林整備の促進を図っていくことについても検討しておりますし、あと従来

から令和元年以降使用している事業にも活用してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 このレーザー航測に関しては、終わるにはまだ先があるということなのか、それと、あとはやっぱり大がかりになると思うのですけれども、これとは別のやり方というのはないものなのか、そしてこの契約というか、そういうところはどういうふうになっているのか、その辺をお伺いします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

まず、レーザー測量の関係ですけれども、先が長いかというふうなご質問でしたのですが、基本的には、先ほども私ちょっと答弁したのですけれども、ほぼほぼ終わっております。全町的には終わっておるのですけれども、一部甲子、鷺之巣方面だけが残っているということなので、1年で終わることになります。

あと、契約の関係等になりますけれども、こちらについてはやはりどうしてもかなり特殊な事業になりますので、ある程度できる業者さんが限られているということもありますし、あと例えば安いものではないと、高額なものになりますので、近隣の市町村と合同で行うというようにも考えられます。実際に令和5年度の事業については、近隣の市町村さんと、かぶる部分がございますので、一緒に契約をした経緯がございます。ただ、今回の甲子、鷺之巣については、ちょっとそこまで、そういうふうな形になるかどうかというのは今後の詳細を見ないとちょっと分からないのですけれども、いずれ残っている部分については、あとちょっとということで、面積的なものは今ここにはないのですけれども、1年でまず終わる形を見ております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 とすると、あと1年ぐらいで終わるとい

うことは、その分の使い道というものはまた別に回せるということによろしいですか。

それと、あわせて先ほど担い手不足ということがありますけれども、これに関してはもっと特化できてお金をそちらのほうに回せるのかと思いますけれども、その関連するあたりの答弁をお願いします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

残っている分のレーザー測量の予算については、いずれ今年度も歳入として2,000万ほどございますし、来年度以降も森林環境譲与税については交付されますので、その中から捻出をされるものと理解しております。

また、使い道の中で、担い手の部分についてですけれども、それについても森林環境譲与税のほうから十分捻出することは可能であるというふうに考えておりました。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

11番 次に、③番に入りますけれども、国は森林管理の集約を進めるための森林経営管理法を改正する方向で進んでいるようですが、本町における森林管理の実態、併せて登記簿上で所有者が不明の森林の実態はどのようなものか、現状について伺います。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをいたします。

国は、森林管理の集約を進めるための森林経営管理法を改正する方向で進んでいるようだが、本町における森林管理の実態、併せて登記簿上で所有者が不明の森林の実態はどのようなものか、現状についてということでお答えをいたします。

森林経営管理制度につきましては、適切な経営管理を実施していない森林について、市町村が森林所有者に所有する森林を今後どのように経営管理したいか意向調査を実施し、所有者が市町村に経営管理を委託したいと回答したとき

は、必要に応じて市町村に森林の経営管理を委託し、林業経営に適した森林については市町村が林業経営者に経営管理を再委託し、林業経営に適さない森林は市町村が自ら森林の管理を行う制度となります。

西和賀町においては、令和2年度から4年度にかけて、町内全域の意向調査を行っております。その結果、森林所有者の山林経営意欲の低下や山主が所有山林を把握できていないという実態、さらには山林を手放したいと考える所有者が少なくないことが理解されました。このため、当町においては、当面既存の制度、森林経営計画制度による森林整備を推進していく方針とし、町の林業専門官と地域の林業事業体が連携し、整備可能な森林を集約化して、利用間伐等を中心とした施業を進めることと考えております。

私有林の状況については、面積が9,951ヘクタール、うち杉が2,750ヘクタール、うちカラマツ352ヘクタール、広葉樹が6,514ヘクタール、材積で263万3,000立方、うち杉が122万8,000立方、カラマツが7万7,000立方で広葉樹が129万9,000立方、森林所有者数では旧沢内が1,096名、旧湯田町が825名、合計1,921名という結果になっております。

登記簿上で所有者が不明の森林の実態についてですが、西和賀町につきましては国土調査が完了しているということから、ほとんど所有者が確定しております。ただし、しかしながら所有者が確定していても確定している所有者への連絡が取れないという森林は一定数存在すると考えられておりますけれども、これについては現時点でその件数までは把握をいたしておりません。

以上です。

議長 刈田敏君。

11番 沢内のほうは完了しているということですが、湯田町のほうは調査はまだ今調査中ということによろしいですか。

議長 農林課長。

農林課長 私の説明がちょっとうまくなかったかもしれないのですが、一応両町村というか、西和賀町全体、旧湯田、沢内ともに意向調査のほうについては終了しております。

議長 刈田敏君。

1 1 番 森林経営管理制度における経営管理についての本町の町内全体の意向調査は終わっているということですのでよろしいですね。山主が所有山林を把握できていないという問題、私も少しばかりありますけれども、境の枝切りにもなかなか行けないような状況でありますし、将来やっぱりこれを継ぐ息子たちについてはすごく不安があるわけですが、またそれらの要因によって山林を手放したいと考える所有者が少なくないという問題が今浮き彫りになりました。森林の集約化も早いうちに進める必要があると思いますが、今後はどのような形になるのか、お伺いいたします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

いずれ今回の調査において、自分の森林がどこにあるか分からないと、議員さんご指摘のとおり不安ですし、あとそれを継いでくれる人もいればいいですが、そうでない状態もある。最終的には手放したいというふうな回答をされている例がやはり散見されておりました。

いずれそういった状況で、まず今回の森林経営管理制度については、そういった山林について市町村がある程度責任を持って取り組むということになっておりますけれども、いずれ経営に適さないような森林については、やはりどうしても手をつけられない部分は出てくると思います。

ただ、経営に適するような森林については、何とか集約化して、仕事に結びつけていければというふうに考えておりますけれども、先ほども答弁した中にもあったのですが、作業道、林道ではなくて林業の専用道、こちらを、道路

がないとやっぱり木は出せないということになりますので、まず道路について、先ほどの航空レーザーのデータ等も使いながら、解析をして、線形を見つけて、そしてその道路があることによって森林整備につながると思いますので、こちらのほうに取りあえず進めていきたいと。その後、道路があればある程度集約化して事業につながっていくのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 もう一つの問題として、所有者がいても連絡が取れない状況もあるということですが、これというのは今後いろいろな面で支障が生ずると思われますけれども、これに対しての対策は考えられているでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

所有者不明の土地というか、山林について今後の対策ということのご質問でございましたけれども、いずれ山林に限らず、農地、それから農地ではない土地も、そういったところあると思います。国のほうでも、そのことについてはやはり問題と捉えておりますので、今後いろいろな方策が国からも出てくると思いますし、そういったものを見ながら検討していかなければならないと現時点では考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 大きな問題ですので、やっぱりその辺はきちっと整理する形で検討していただければと思いますし、④番に入ります。

森のサイクル普及啓発プロジェクト事業についてということで、植える、育てる、使う、植えるという森のサイクルの重要性を町内小中学校において行っている森林環境教育の事業の状況と成果についてお伺いいたします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

小中学校において行っている森林環境教育事業の状況と成果についてお答えをいたします。

町内小中学校で実施しております森林環境教育事業につきましては、令和元年度から継続して事業を実施しております。森林の機能やその必要性について、森林林業に精通した外部講師等の指導の下、教室等で行う授業形式の講義と、実際に森林等に入って、木に触れながら行う授業を組み合わせることによって行っております。

当初事業を始めた頃には、2時限程度の時間で実施しておりましたが、その後町と学校側との打合せによりまして、学校にもよりますが、半日程度の授業時間を割いていただき、現在実施をしております。

小学校のときに授業を受けた児童生徒が中学生になり、町内企業で実施される職場体験等において、林業関係に興味を持ち参加する例も見られております。このことが、今後の西和賀町における林業の担い手確保につながることを期待しております。

また、学校の授業において、自分が生まれ育った地域の資源や環境を学び体験した経験はその後の生活により意味で影響するものと考えておりました。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1 1 番 これに関しては、先ほど今年度から西和賀高校にも対応していただいているということで、とてもいいことだなと思っております。小中高問わず、様々な職種について学び、体験することはやっぱり将来の自分の仕事を選択する上で非常に重要であります。今後は、町全体を捉えて、町民も含めた中で森林環境教育を大いに進めたいと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

議員ご指摘のことを参考に、今後検討をさせていただきます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 子供たちが意欲的にやっているということは将来につながることでありまして、それを親たちがやっぱり応援、それからまたいろいろな面で教育するということは、林業全体としての、町としての産業としての位置づけが上がると思いますので、その辺はぜひ今後も検討していただきたいと思います。

⑤に入ります。次に、林業分野における地域おこし協力隊について伺います。林業分野におけるこれまでの地域おこし協力隊の活動、人員、活動内容について伺います。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをいたします。

林業分野におけるこれまでの地域おこし協力隊の活動、人員、活動内容についてでございますので、お答えいたします。

これまで林業振興分野において3名の協力隊が活動をいたしました。うち2名は、協力隊任期終了後も町に定住して、西和賀町の林業に今現在も貢献をいただいております。

協力隊当時の活動についてですが、1名は自伐型林業の実践をテーマに、3年間活動を取り組んでいただきまして、最初の1年間、県主催の林業アカデミーに通学後、町の路網整備、作業道作設を中心に自伐型林業の実績に取り組んでいただきました。任期終了後も路網整備はもちろんのこと、町の林業振興のため、未来を担う子供たちに森のサイクルの普及啓発を目的に森林環境教育の講師としても活躍をいただいております。

もう一名については、町の林業事業体である森林組合への就業コースに協力隊として3年間従事いただき、内部の業務や現場作業を経験し、3年間の任期終了後、森林組合に就職し、現在では組織に欠かせない存在となっております。

どちらも定住をしているという点においては、林業振興分野における地域おこし協力隊募集

の成果はあったものと感じております。

今年度の地域おこし協力隊についても、6月24日付で新たに森林組合就業コースに1名着任をしております。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

11番 6月24日付で地域おこし協力隊が着任したということです。町としては、やっぱりよりよい環境を整えながら、協力隊として将来に向けて頑張っていただきたい、そのような対応を取っていただきたいと思っておりますけれども、そのことは林業について何か思いがあって応募したのか、差し支えなければその点をお伺いしたいと思っております。

議長 農林課長。

農林課長 地域おこし協力隊の方の林業のほうにどういった経緯でこちらに、西和賀町のほうにきたかというふうなことですけれども、いずれいろいろな環境面であったり、SDGsであったり、そういったことから、林業にやはりいずれ興味があるということのようでした。あと、今後スマート林業とか、そういった情報処理を使った林業についても興味があると。いずれ今後伸び代のある事業であるということもあって、林業のほうを選んでこちらのほうに来ていただいたやに聞いております。

以上です。

議長 刈田敏君。

11番 もう一点として、自伐型林業の实践を取り組まれてこられた隊員がおりましたけれども、自伐型林業についても将来性があるように私も思いますが、実際のところここ西和賀においては、自伐型林業というのはどういう状況なのかということをお聞きいたします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

自伐型林業についてでございますけれども、自伐型林業につきましては、森林資源の有効活用と担い手の確保を目的として、町でも推進を

図ってまいりました。規模が大きな事業を見込むものではありませんけれども、里山を中心とした所有林等を最小限の機材を用いて作業して、環境整備と併せてその恩恵をいただくものでございます。今でも何度か研修を実施しております、今までも。町有林等を利用させていただいております。もともと先人が実施していた活動を自伐型林業と称して実施しているわけでございます、なかなか数値としての実績というのは見えづらい活動となっております。この活動につきましては、継続していくことによりまして、その技術の継承にもつながると考えておりますので、変わらず町としても推進していきたいと考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

11番 やはりどこでも今自伐型林業というのは盛んに推進しているというか、行われているところもありますけれども、なかなか西和賀町では大変なのかなと思っておりますけれども、このことをつなげていくことが必要だと思います。やっぱり自伐型林業することで地元で、次の質問にも入ってきますけれども、まき、それをそんなに高くもないような形で、交流をつなげながら、やっぱりそういう実践していくことも大いに推進していけるものではないかなと思っておりますけれども、その点はどのようにか考えございますでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 先ほどからお話ししているとおりになってしまいますけれども、いずれ議員ご指摘のとおり、実際に自分の所有森林であったり、あと近所の山であったりとかといったようなところの施業を通じて、またそれが地域内で実施されるということが人の輪のつながりにもなると考えられますので、変わらず推進はしていきたいと考えておりました。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 やっぱり今後も協力隊については誠意的に進めていただきたいと思いますけれども、協力隊の皆さんは全国をやっぱり見ていると思います。西和賀町に来る、何かそういう魅力づくりもなければ、これは協力隊全体に言えることだと思いますけれども、その点もやはりいろいろ検討していかなければいけないと思います。

5 番の次の質問に入りますけれども、林業分野における今後の地域おこし協力隊募集の考えについて伺います。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

林業分野における今後の地域おこし協力隊の募集についての考えについてでございますけれども、地域おこし協力隊と森林環境教育等の事業を通して、町の若い人材の育成を行いまして、長期的な視点に立った人材育成、町の林業のマンパワー不足の解消のため、地域林業を確立していければと考えております。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1 1 番 先ほども申しましたが、他とは違うやっぱり林業のあり方というのは西和賀町で確立できるのかと思いますので、その辺も含めた対応を検討していただければと思います。

⑥番で、最後になりますけれども、GXです。グリーントランスフォーメーションについてです。国が進めているGX、木材利用、再生可能エネルギーの促進について、林業の振興面から当局の見解を伺います。

議長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。国が進めているGX、木材利用、再生可能エネルギーの促進について、林業の振興面から当局の見解についてお答えをいたします。

GXとは、脱炭素社会に向けて再生可能なクリーンエネルギーに転換していく取組のことをいいます。政府の打ち出したGX実現に向けた基本方針、今後10年を見据えたロードマップ、

令和5年2月に出ているのですけれども、主として電力の再生エネルギー化や原子力の考え方が示され、狭義には電力の取組を指すと考えられますけれども、これについて林野庁はこれを広く解釈して、森林資源による電力と熱エネルギー、木材利用による脱炭素などを含めて、その取組としております。したがって、西和賀町においては、これまで木質バイオマスによる熱利用の取組を地道に進めてきた実績があり、当町における林業部門のGXはこの取組を指すということができると考えられます。

取組の1つ目は、まき利用の取組がございます。町は、平成17年度からまきストーブ利用世界一を標語としてまきの利用を促進しており、平成22年度には薪利用最適化システム構築計画を策定し、様々な調査結果を踏まえながら、具体的なまきの利用促進を計画しました。ただし、高齢化の進行もあり、まきストーブの利用率は横ばいで推移をしております。

取組の2つ目は、燃料チップでございます。町は、平成13年度に雪国文化研究所への全国初となるチップボイラーを導入して、これは実証試験的な意味合いが強かったのですけれども、その運用結果を踏まえ、平成26年度に町立西和賀さわうち病院に2基のチップボイラーを導入いたしました。順調に稼働を続けるとともに、灯油等の化石燃料でボイラーを稼働した場合と比べ、はるかに地域で資源とお金を循環させる仕組みづくりに貢献したかを実証してみせました。ただし、その後のチップボイラー施設の導入はなく、チップ生産基盤があることから、利用拡大が望まれます。

これらの取組と課題から、地域の木質バイオマスの利用拡大を図るため、林野庁の公募事業である地域内エコシステムに令和4年度から取り組みまして、本事業において西和賀町のこれまでの取組と、それから森林資源状況、課題整理などを行って、今後の利用促進や施設導入の計画を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1 1 番 チップボイラーの導入、それからまきストープに関しても、お話のとおり買うなり、地道にやってきたように受け止められます。この辺は、やっぱりもうちょっとばんばん進めてもいい事業ではないかなと思います。

これで質問を終わりますけれども、今回の質問は最初にお話ししたのに尽きますけれども、林業の振興について国の動向をやっぱり注視しながら、スピード感を持ち対応していくことが今この西和賀には本当に必要なことではないかなと思います。本日の議論で課題が浮き彫りになってきたわけですが、そこをどういうふうにやっていくのか、西和賀町の魅力ある林業の姿を探っていくことは、これ必要不可欠でありますし、そのことによって町全体の産業も伸びていくものと思います。ぜひとも検討をされている事業をさらに進めていくことでこの林業振興をつなげていくことが必要だと思いますけれども、それについて最後にどのようなお考えか、答弁をお願いします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

森林につきましては、町内にある、ボリューム的にも最大資源の一つであるというふうに捉えております。これをいかに活用していくかということが地域振興につながるということはもう以前からあって取り組んでまいりましたし、今課長からお話しさせていただきましたように、いろいろな試みをさせていただいているところであります。一方で、担い手の問題であったり、あるいはバイオマスでありますと大型の投資が必要であったりというような課題があって、そこをどう折り合いつけながらやっていくかというようなことで今やらせていただいております。しかし、なかなかブレークスルーといいますか、大きな転換が図れないという点からしますと、ご指摘のようにもっと検討して、課題を突き詰

めてやっていくということが必要であろうかと思えます。ただいまご議論いただいたようなことを踏まえながら、そのことを解決できる方向に持っていけるように引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

議長 刈田敏君。

1 1 番 やはり議会としても、産業振興というのはもう協力は惜しまないと思いますので、ぜひとも精力的に、やっぱり将来を考えながらきちっと進めていただければと、最後にこういうことを申し上げまして私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結します。

これで本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は一般質問4人を予定しております。

これをもって本日は散会します。お疲れさまでした。

午後 3時26分 散 会